

加賀山 茂

民法条文100選

— 100カ条で学ぶ民法 —

ひゃくみん

信山社

効果的な学習のために、必要な条文から学ぶ
使用頻度を精査し、全1044条から100条を選別
どの条文が判例で使われているか

適用頻度順	ベスト10	(★★★)	三つ星
	ベスト20	(★★)	二つ星
	ベスト30	(★)	一つ星

[ベスト3]

1 709条(頻度30.1%)、**2** 710条(16.5%)、**3** 722条(7.6%)

定価：本体2,600円(税別)

信山社

はしがき

本書は、民法の全条文（1 条～1044 条）の中から、裁判所によって適用された頻度が高い 100 カ条を選別し、筆者による解説を通じてその全体に対する位置づけを行うとともに、関連判例（基本判例，最新判例）の概要を紹介することによって、読者にそれらの 100 カ条の意義を理解してもらうことをねらったものである（100 カ条で学ぶ民法）。

筆者が 100 カ条を選別するに際しては、まず、市販のデータベース（TKC 法律情報データベース・LEX/DB インターネット）を利用して、民法のすべての条文について、適用された判決の数を記録していった。次に、Microsoft 社の Excel を利用してそれらを頻度順に並べ替えた表（196 頁以下の巻末資料 1）を作成した。そして、その表の上から 10 を選別して、それを「民法条文・適用頻度ベスト 10」と名づけ、三つ星（★★★）をつけている（14 頁の図 5）。同様にして、「ベスト 20」には二つ星（★★）をつけ（11 頁の図 3）、「ベスト 30」には、一つ星（★）をつけている（16 頁の表 1，20 頁の表 2）。これらの作業の目的は、読者に民法の代表的な条文に慣れ親しんでもらうためである。

世間では、法律を学習するには「六法を暗記する必要がある」と思い込んで法律の学習を敬遠するか、法学部の先生方の甘い言葉に騙されて「条文は暗記する必要はない」と教え込まれているかのいずれかであるように思われる。しかし、真理はいずれにもない。重要な条文に限っては、一言一句を正確に暗記すべきである。例えば、「民法条文・適用ベスト 1」の民法 709 条★★★は、一言一句を正確に暗記するに値する条文である。なぜなら、その適用頻度が高いだけでなく、その内容は、フランス民法典 1382 条（最近の改正で、条数が 1240 条に変更された）に系譜を持ち、ドイツ民法典 823 条とも内容をほぼ同じくしており、それを各国語に翻訳（例えば Google 翻訳）すれば、社会・経済の変化とは無関係に、時代を超えて世界中で通用する価値を有しているからである。

本書は、裁判所による適用頻度という客観的な基準に基づいて、民法の中で最初に学習し、暗記すべきは、「民法条文・適用頻度ベスト 10」であることを明らかにしている。そして、それらを学習できたかどうかは、第 15 章の学習到達度チェック問題 1～5（168 頁以下）、および、議論課題 1～5（171 頁以下）に挑戦してみればよい。それらの問題を通じて、民法学習の最初のレベルに到達できるように工夫されているからである。その後は、「民法条文・適用頻度ベスト 100」を「ベスト 20」，「ベスト 30」に重点を置き、折に触れて、総合練習問題（174 頁以下）を解きながら学習すれば、民法を一通り学習したという次のレベルに到達することができる。その時には、読者は、「民法条文・適用頻度ベスト 100」の解説に導かれて、他の条文にも関心が高まっているであろうから、それらの条文に学習の範囲を広げていけば、各人各様の民法の学習到達目標を短期間で効率的に達成することができると思われる。

民法条文 100 選

100 カ条で学ぶ民法（ひゃくみん）

目次

はしがき	1
目次.....	2
図表等の目次	4
図目次	4
表目次	5
Point 目次.....	6
はじめに	8
1. 本書（民法条文 100 選・ひゃくみん）のねらい.....	8
2. 民法の学習の対象を 100 の条文に限定する理由.....	8
3. 民法条文 100 選の選定基準	8
4. 民法の分野別の条文数と適用される条文の頻度との乖離.....	9
5. 民法条文・適用頻度ベスト 100 の選定とベスト 20 の図式化.....	11
6. 民法条文・適用頻度ベスト 100 の適用領域（分野カバー率）	12
7. 民法条文・適用頻度ベスト 100 の読み方.....	13
第 I 部 民法条文・適用頻度ベスト 100 の概要.....	14
第 1 章 民法条文・適用ベスト 10 の紹介と学習方法.....	14
第 2 章 民法条文・適用頻度ベスト 100 の概観（頻度順）	16
第 3 章 民法条文・適用頻度ベスト 100 の概観（条文順）	20
第 II 部 民法条文・適用頻度ベスト 100 の内容（条文順）	24
第 4 章 民法通則	26
第 1 節 総則と通則との区別.....	26
第 2 節 民法通則は、民法の目的を規定している	27
第 5 章 民法総則	33
第 1 節 私権の主体.....	33
第 2 節 私権の客体.....	36
第 3 節 法律行為.....	41
第 4 節 時効.....	57
第 6 章 物権	62
第 1 節 物権総論（物権・債権を含めた法律行為の対外的効力）	63

第2節	占有権（本権の証明・取得・調整の機能を有する権利）	68
第3節	所有権（唯一の生来的物権）	70
第7章	優先弁済権としての債権の物的担保（実は物権ではない）	72
第1節	留置権（引渡拒絶の抗弁権に基づく事実上の優先弁済権）	73
第2節	先取特権（債権の性質による優先弁済権）	77
第3節	抵当権（目的物の使用・収益権を剥奪しない優先弁済権）	79
第8章	債権・債務の総論	86
第1節	債権・債務の目的物	86
第2節	債務の不履行	87
第3節	債権の対外的効力（直接請求権および債権の目的物への追及効）	99
第4節	債権の人的担保	108
第5節	債権・債務の移転	110
第6節	債権の消滅	112
第9章	契約	120
第1節	双務契約総論	121
第2節	典型契約の類型	123
第3節	売買	124
第4節	消費貸借	126
第5節	貸貸借	127
第6節	雇用	129
第7節	請負	130
第8節	委任・準委任	130
第9節	寄託・消費寄託	132
第10節	和解（紛争の自主的解決）	133
第10章	不当利得	135
第11章	不法行為	139
第1節	単独一般不法行為	139
第2節	特別共同不法行為	143
第3節	一般共同不法行為	147
第4節	損害賠償の方法の特則	150
第5節	不法行為請求権の消滅時効	151
第12章	婚姻	152
第1節	婚姻の成立と婚姻の効力	152
第2節	協議離婚	153
第3節	裁判上の離婚	155
第13章	親子	159

図表等の目次

第1節 実親子関係	160
第2節 親権	160
第14章 相続	162
第1節 相続の開始と相続の効力	162
第2節 遺産の分割	164
第3節 相続財産法人による相続人の探索と相続財産の管理	166
第15章 アクティブラーニング・反転授業のための課題	168
第1節 適用頻度ベスト10の学習目標到達度のチェック（予習課題）	168
第2節 適用頻度ベスト10に関する議論課題	171
第3節 総合練習問題（各分野の目的の理解）	174
おわりに	177
1. 本書の意義	177
(1) 民法全条文の適用頻度順の並べ替え	177
(2) 民法条文・適用頻度ベスト100の条文順の並べ替えと解説	177
2. 今後の課題	178
(1) 本書の発展的課題	178
(2) 本書を教育教材として活用するための課題	179
参考文献（著者あいうえお順）	180
条文索引	183
判例索引	186
基本判例索引	186
最新判例索引（平成25年度以降の判例）	193
資料	196
1. 裁判所による民法全条文・適用頻度一覧表	196
2. 民法条文・適用頻度ベスト100の全用語一覧表	221
3. 財産法の体系図	256
4. 家族法の体系図	257

図表等の目次

図目次

図1 民法の分野ごとの条文数とその割合	9
図2 民法の分野ごとの条文の適用頻度	10
図3 民法条文・適用頻度ベスト20	11
図4 民法条文・適用頻度ベスト100がカバーする分野	12

表目次

図 5	民法条文・適用頻度ベスト 10	14
図 6	対抗することができないという用語の一般的な意味.....	48
図 7	任意代理	51
図 8	表見代理と無権代理人・本人の共同不法行為責任との関係.....	53
図 9	第一買主が第二買主に対抗できなくなる不動産二重譲渡のメカニズム	66
図 10	物権と債権の峻別と担保物権の位置づけ.....	73
図 11	自賠法 16 条の直接訴権.....	101
図 12	民法 613 条の直接訴権.....	102
図 13	債権者代位権（〔35〕民法 423 条）	103
図 14	詐害行為取消権（〔18〕民法 424 条★～426 条）	105
図 15	保証人の弁済は、債権を消滅させず、移転させるのみ	113
図 16	契約の流れ図.....	120
図 17	債権総論の世界と契約総論の世界との違い	121
図 18	一般不法行為の要件と効果	140
図 19	特別不法行為における立証責任の転換	143
図 20	共同行為によって被害者に損害が生じた場合の責任の構造.....	147
図 21	一つの条文から連想によって 100 カ条を語りつくす試み.....	179

表目次

表 1	頻度順ベスト 100	16
表 2	条文順ベスト 100	20
表 3	民法の体系に関する見解の対立	26
表 4	民法条文・適用頻度ベスト 100 に登場する人物（漢字コード順）	34
表 5	私権の客体に関する規定（有体物に限定されていない）	37
表 6	民法 370 条の立法上の過誤の訂正（提案）	39
表 7	「対抗することができない」という概念の統一的な解釈の試み.....	48
表 8	債務不履行と不法行為に基づく損害賠償責任の要件の異同.....	87
表 9	法律家の思考方法としてのアイラック(IRAC)	117
表 10	契約の類型（典型契約）	123
表 11	賃貸借（物の賃貸）と雇用（労務の賃貸）との対照.....	129
表 12	不当利得の類型	135
表 13	民法全条文の適用頻度順による一覧.....	196
表 14	民法条文・適用頻度ベスト 100 に出現する用語の分析.....	222

図表等の目次

Point 目次

Point 1	民法の体系	27
Point 2	民法の目的（解釈）	28
Point 3	民法通則の新しい解釈に基づく立法提案	29
Point 4	民法総則の概要	33
Point 5	私権の客体	38
Point 6	目的と目的物の区別	39
Point 7	物の定義の改正提案	40
Point 8	法律行為の種類	41
Point 9	意思の不存在（法律効果は無効）の分類	44
Point 10	瑕疵ある意思表示（効果は取消し）	45
Point 11	「第三者に対抗不能」と「第三者が否認できる」との書換え法則	49
Point 12	対抗不能の意味を明確にするための否認を使った書き換え（具体例）	50
Point 13	代理の種類	52
Point 14	表見代理の種類	52
Point 15	条件の種類	56
Point 16	期限の種類	56
Point 17	時効の制度目的と時効の種類	58
Point 18	物権の体系	62
Point 19	占有の機能	69
Point 20	共有の分類	70
Point 21	債権担保（人的担保と物的担保）の種類	72
Point 22	留置権と同時履行の抗弁権との異同	75
Point 23	先取特権の種類	77
Point 24	債務不履行の三分類説	88
Point 25	債務不履行の四分類説	88
Point 26	債務不履行の分類（一元説・履行不能概念不要説）	89
Point 27	債務不履行の救済手段とそれぞれの要件	90
Point 28	債務不履行に基づく損害賠償の要件	91
Point 29	帰責事由の証明責任の観点から見た債務の二分類	91
Point 30	結果債務および手段の債務における帰責事由の証明責任の分配	92
Point 31	因果関係(1) 事実的因果関係	93
Point 32	因果関係(2) 相当因果関係	94
Point 33	債権者の第三債務者に対する請求権（直接訴権と債権者代位権）	104
Point 34	人的担保の種類	108

Point 目次

Point 35	債権の消滅原因.....	112
Point 36	民法の条文の理想的な起草スタイル	156
Point 37	理想的な起草スタイルの具体例（民法 770 条の改正案）	157

はじめに

はじめに

1. 本書（民法条文 100 選・ひゃくみん）のねらい

本書は、民法の条文 1 条～1044 条のうち、頻出する 100 カ条で、民法の全体像を理解することを試みる学習書である。頻出する 100 カ条とは、判例データベース（TKC 法律情報データベース・LEX/DB インターネット）に基づいて、明治中期の大審院判例から今日（2016 年 11 月 30 日現在）までの 100 年以上の間に民法が適用された約 5 万件（49,820 件）の裁判例（地裁，高裁の判決例を含む）を選択し，その中で，最も頻繁に適用された 100 の民法の条文のことである。

つまり，本書は，「民法条文・適用頻度ベスト 100」を選定し，その条文に焦点を当てて民法全体を概観するとともに，それらの条文間の相互関係を重視して，民法を体系的に理解しようとする，**民法学および民法教育における最初の試み**である。

2. 民法の学習の対象を 100 の条文に限定する理由

民法の学習対象としての条文を 100 に限定した理由は，民法を学習する人々にとって，民法の条文数（1 条～1044 条）があまりにも多すぎるからである。

条文があまりにも多いために，多くの学生が，民法の学習を初めからしり込みするか，たとえ民法の学習を進めたとしても，道半ばにして挫折してきた。その点を考慮して，本書は，まず，民法の条文のうち，100 カ条から学習を始めることによって，このような挫折から学習者を解放することを目指している。

100 カ条であれば，短期間で全体像を理解することが可能となり，個々の条文の理解，各条文との相互関係を理解するのも比較的容易となると思われる。

3. 民法条文 100 選の選定基準

ここで問題となるのは，学習に適した 100 の条文を選定する客観的な基準が果たして存在するかどうか，その選定基準に従った場合，選定された 100 の条文は，民法の全体を理解するのに適したものとなるかどうかであろう。

民法の学習対象である民法の条文全体を 10 分の 1 程度に限定するに際しては，選定の基準が客観的であり，かつ，合理的であることが必要である。この点，本書における 100 の条文の選定基準は，以下の二つの点で，客観的であり，かつ，合理的である。

第 1 に，本書によって選定された条文は，誰でも検証できる市販の判例データベースに基づいて，民法の条文の中で，裁判所によって適用されている頻度が非常に高いものを選択している点で客観的である。

4. 民法の分野別の条文数と適用される条文の頻度との乖離

第2に、本書によって選定された100の条文は、民法の全分野（総則、物権、債権、親族、相続）を、民法全条文（1,057カ条）の適用頻度にほぼ比例してカバーしている点で合理的である。したがって、本書の100の条文を学ぶならば、とりあえず、裁判で争われることが多い重要な条文をマスターできるだけでなく、民法全体を偏ることなく鳥瞰できる。

4. 民法の分野別の条文数と適用される条文の頻度との乖離

民法は、総則、物権、債権、親族、相続という5分野で構成されている。このうち、債権は、条文が膨大なため、講学上は、これを(1)債権総論とその他の(2)債権各論とに分け、債権各論については、(2-1)契約、(2-2)事務管理・不当利得、(2-3)不法行為に分類することが多い。このような分類に従って、それぞれの分野における条文数をカウントし、これをグラフに表してみると、図1のようになる。

民法条文の分野別条文数とその割合
(分野, 条文数%)

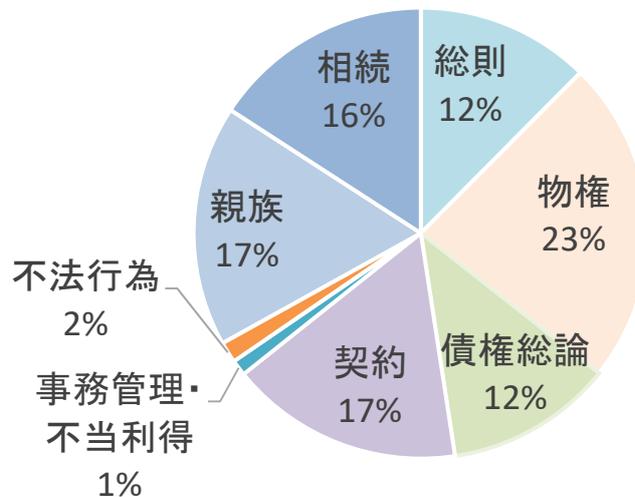


図1 民法の分野ごとの条文数とその割合

図1を見ると、わが国の民法は、分野ごとの条文数が均等な分布を示していることがわかる。しかし、これらの条文の中には、裁判では、一度も適用されたことがなく、いわゆる死文化した条文がかなりある。例えば、物権法におけるえいこさくけん（民法270条～279条）はほとんど使われていない。

本書で利用した判例データベースによれば、民法制定以来、裁判所によって一度も適

はじめに

用されていない条文は、142カ条に及んでいる（詳しくは、巻末資料の「1. 裁判所による民法全条文・適用頻度一覧」（196頁）参照）。そこで、民法の条文が裁判所によってどのような頻度で適用されているかについて、判例データベースを利用して調べてみると、各分野で適用されている条文には、かなり偏りがあることがわかる。

民法条文の適用領域と頻度分布

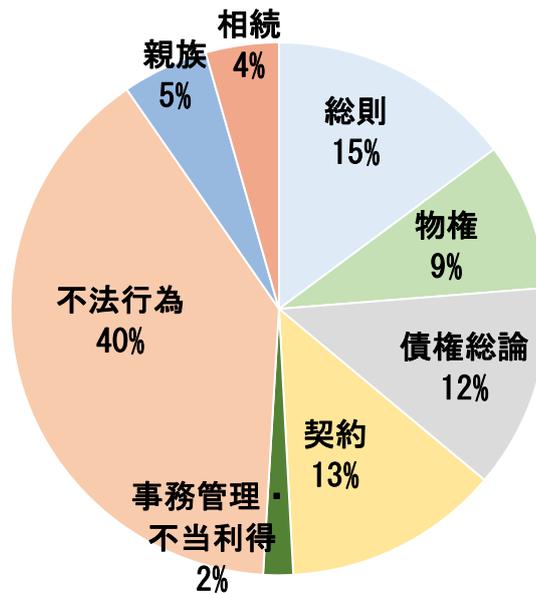


図 2 民法の分野ごとの条文の適用頻度

第1に、物権については、条文数（民法全体の23%）に比較して、その適用頻度（民法全体の9%）が少ないことがわかる。その理由は、物権の中には、前述したように、現在ではほとんど利用されていない永小作権^{えいこさくけん}などの制度が含まれているからである。

第2に、これとは対照的に、不法行為の分野では、その条文数は、わずか16条（民法全体の2%弱）に過ぎないが、民法の適用判例全体の40%を占めており、民法の中で、不法行為に関する条文が最も頻繁に適用されていることがわかる。

その理由は、社会に生じる新しい問題について紛争が生じた場合、特別法ができるまでは、不法行為の条文に従って紛争の解決が図られるからである。例えば、交通事故とか、公害とか、欠陥商品とかによる人身損害の場合も、さらに、金融商品による財産被害の場合も、裁判による被害救済は、まず、不法行為の条文を通じて実現されてきた。

このように考えると、民法の最初の学習対象は、裁判所によって最も頻繁に適用されている100カ条を選択すればよいのではないかとの着想を得ることができる。

5. 民法条文・適用頻度ベスト 100 の選定とベスト 20 の図式化

そこで、先に述べた判例データベース（TKC 法律情報データベース・LEX/DB インターネット）を使って、民法の全条文について、裁判所によってどの条文がどのような頻度で適用されているかを調べてみることにした。

条文ごとの適用頻度は、その量が膨大となるので、詳細については、巻末資料（1. 裁判所による民法全条文・適用頻度一覧（196 頁））にまとめて示すことにするが、適用頻度が特に高い 20 の条文を図示すると、以下のようになる。

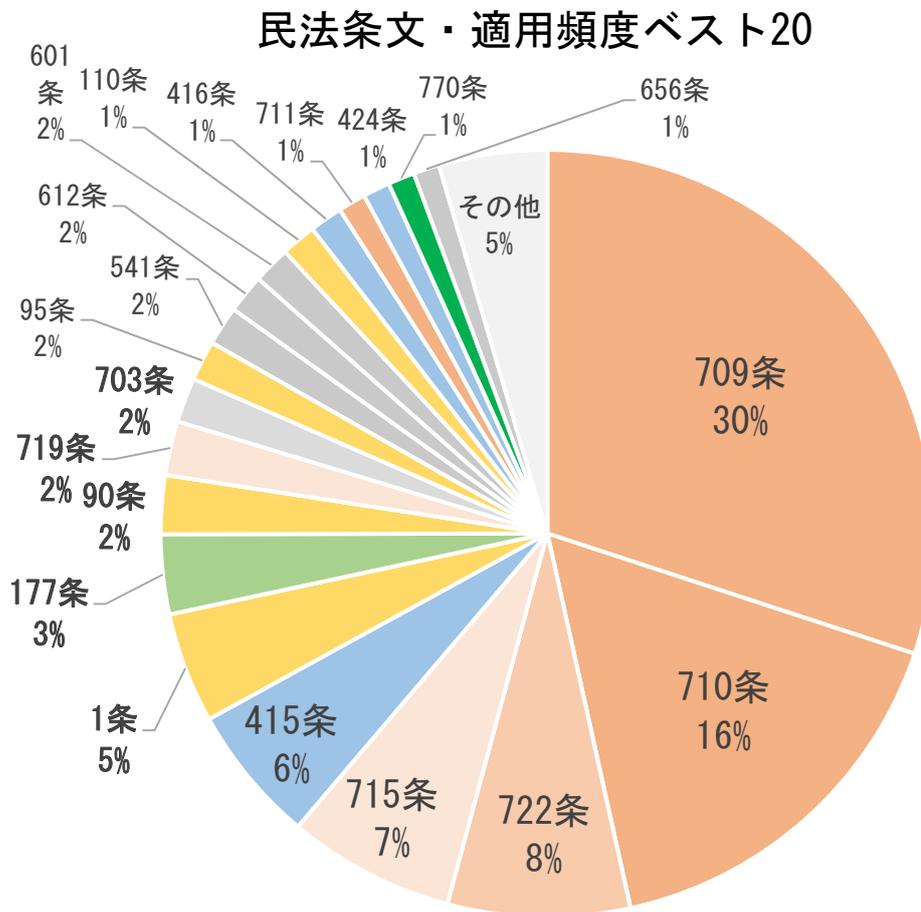


図 3 民法条文・適用頻度ベスト 20

図 3 は、各条文が独立して適用された場合を想定しているため、2 つ以上の条文を計算することはできない点に注意を要するが、1 つ 1 つの条文が約 5 万件の裁判例のうち、どの程度の頻度で適用されているかを知る上では有用であろう。

はじめに

図 3 を見れば、第 1 に、民法全体の中で、民法 709 条がいかに重要な役割を果たしているかを確認することができる。民法が適用される裁判例のうち、30%は、民法 709 条を適用して解決されているのであるから、民法 709 条をきちんと理解すれば、民法判例の 3 割を理解することができることになる。さらに、図 3 を図 2 と合わせて参照するならば、民法判例のうち、不法行為法の 16 カ条の条文を理解すれば、すべての判例の 4 割を理解することが可能となることもわかる（不法行為法の全体像については、図 18（140 頁）参照）。

このように考えると、民法の学習対象として、裁判で適用される頻度が最も高い 100 の条文を選択し、ひとまず、その条文に集中して、100 カ条のそれぞれの意味、適用されている代表的な裁判例、それぞれの条文の相互関係を理解すれば、裁判所によって頻繁に適用される事件の大半を理解することができるようになるはずである。

6. 民法条文・適用頻度ベスト 100 の適用領域（分野カバー率）

裁判所によって適用される頻度の高い 100 の条文が、民法の各分野をカバーしているかどうか、また、適用頻度が、民法全体の条文の適用頻度の分布に対応しているかを調べて、その結果をグラフで表してみると図 4 のようになる。

『民法条文100選』の適用領域と頻度分布

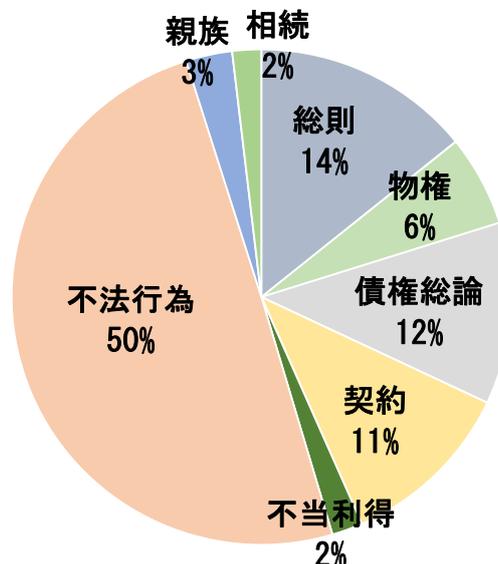


図 4 民法条文・適用頻度ベスト 100 がカバーする分野

図 4 には、民法条文・適用頻度ベスト 100 の分布が示されている。この図 4 と、民法の全条文の各分野に対する分布を示した図 2（母集団の分布）とを比較してみよう。

7. 民法条文・適用頻度ベスト 100 の読み方

そうすると民法条文・適用頻度ベスト 100 として選定された条文と母集団(民法全条文)の適用頻度別の分布との間に大きな隔たりがないことがわかる。

したがって、民法条文・適用頻度ベスト 100 を使って民法の学習を開始することは、裁判所によって適用される頻度の高い条文を各分野にわたってまんべんなく学習できることを意味する。しかも、民法全体の条文の約 10 分の 1 の数の条文で、民法全体を効率的に学習することができるのであるから、その効用は大きいといえることができる。

7. 民法条文・適用頻度ベスト 100 の読み方

以下では、第 1 に、民法の条文のうち、裁判所によって適用される頻度が最も高い 100 の条文を適用頻度が高い順に一瞥する。第 2 に、適用頻度が最も高い 100 の条文を条文順に並べてみて、民法の各分野(民法総則、物権、担保物権、債権総論、契約、不当利得、不法行為、親族、相続)において、どのような条文が選定されているのかを見ることにする。そして、第 3 に、条文順に並べた民法条文・適用頻度ベスト 100 の内容を読んでみることにする。

民法条文・適用頻度ベスト 100 は、裁判所によって適用される頻度が高いものばかりであるから、重要な条文が揃っている。もっとも、裁判所によって適用される頻度は少ないが、学習上は重要な条文もたくさん存在するのであるから、民法条文・適用頻度ベスト 100 を読むに際しては、その条文を理解する上で必須の条文とか、一緒に学習することによってさらに民法への理解が深まるような条文を適宜参照することが、学習を興味深いものにしてくれると思われる。

そこで、本書では、民法条文・適用頻度ベスト 100 の条文を紹介する際に、条文を理解する上で必要な関連条文や関連判例を紹介するとともに、注意すべき点などのコメント(判例に対する筆者注など)を加えている。

もしも、意味の分からない用語等に出会ったときは、巻末の参考文献(180 頁以下)、特に、法律学辞典([金子=新堂・法律学小辞典])や注釈書([我妻=有泉=清水・コンメンタール民法(2016)]), さらには、判例集([判例百選 I II III], [家族法判例百選], [判プラ I II III])などを利用して、条文の理解を深める努力を惜しまないでほしい。

そのような作業をしつつ、本書の特色ある解説(徹底的な通説・判例批判)をゆっくりと読み進めてみよう。そして、最終章の問題に答えるところまでたどり着くことができるならば、読者の頭の中には、従来の民法学の体系とは異なり、**論理的な矛盾を免れた民法の新しい全体像**が浮かんでくることであろう(民法の体系については、巻末資料 3. 財産法の体系図(256 頁)、4. 家族法の体系図(257 頁)参照)。

第 I 部 民法条文・適用頻度ベスト 100 の概要

第 1 章 民法条文・適用ベスト 10 の紹介と学習方法

民法条文・適用頻度ベスト 100 を概観するに先立って、頻度の最も高い条文群を概観しておこう。民法条文・適用頻度ベスト 20 については、すでに、図 3 で紹介済みであるので、ここでは、図 5 によって、ベスト 10 をもう少し詳しく見ていくことにする。

民法条文・適用頻度ベスト 10

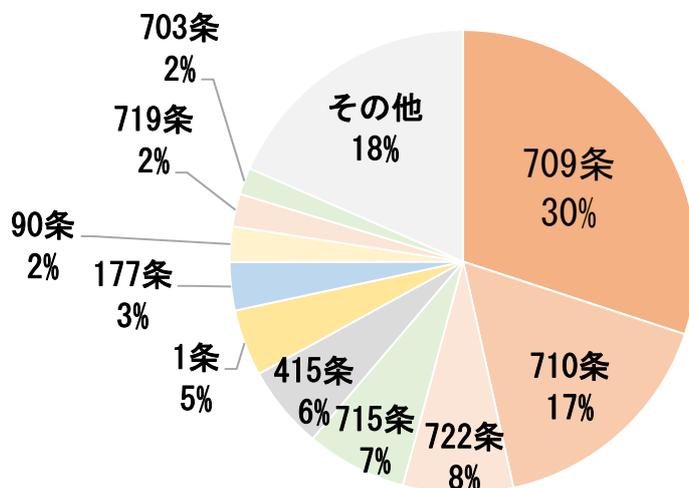


図 5 民法条文・適用頻度ベスト 10

民法の条文を適用頻度順に並べてみると、上位 4 カ条（709 条，710 条，722 条，715 条）は、不法行為法で占められている。しかも、ベスト 10 の中に 5 カ条の不法行為法の条文が入っており、それだけで、民法の適用頻度の約 4 割を占めている。したがって、民法の中で不法行為を学ぶことの効率の良さが理解できる。そして、第 5 位は、415 条の債務不履行責任の条文であり、これも、不法行為責任と同様、民事責任に関する条文である。つまり、民事責任（不法行為責任と契約責任）の条文をマスターするだけで、民法が適用される事例の約半数がカバーされていることがわかる。

上位から第 6 位になって、はじめて、民法 1 条の基本原則（私権の公共の福祉への適合性原則、信義則、^{しんぎそく}権利濫用の禁止原則）が表れ、第 7 位は、不動産取引の最重要の条文である不動産物権変動の対抗要件（民法 177 条）、第 8 位は、公序良俗違反による法律行為の無効（民法 90 条）である。

第1章 民法条文・適用ベスト10の紹介と学習方法

第9位は、またもや不法行為法に帰って、複数加害者による共同不法行為の連帯責任（民法719条）、第10位は、債権関係の最後の受け皿（セーフティ・ネット）としての不当利得の返還義務（民法703条）となっている。

このように、民法の個々の条文が、裁判所によってどの程度の頻度で適用されているかを調査することによって、民法の条文のうち、適用頻度の高い10の条文を理解するならば、それだけで、民法の具体的な問題の半数以上を解決する能力を身につけることができることがわかる。

ところで、条文を学習する順序は、一般的には、第1に、条文を読み、第2に、条文の注釈書や辞書を頼りにその意味を知り、第3に、その条文がどのような事例に適用されているかについて、判例を通じて理解し、第4に、それまでに学んだ条文との相互関係において、それらの条文が民法全体の体系の中でどのように位置づけられているかについて考察するというものである（**トップ・ダウン式の学習法**）。

しかし、民法学習の究極的な目標は、実際の生の事案（法律相談を受けたときの事実関係）を前にして、その事案を解決するために適用される条文は何かを見抜く力を育成することにある。その到達目標を実現するためには、先に述べた学習の順序を逆にたどって、適切な条文にたどり着く練習をする必要がある（**ボトム・アップ式の学習法**）。

したがって、条文の意味と関連判例を理解できるようになったら、それで満足するのではなく、判例の原文に当たって、判例の事実関係に適用されるべき条文を自力で見つけることができるかどうか、チェックしてみるのがよい。そのようなボトム・アップ式の学習を積み重ねることによってのみ、民法の学習目標に一步ずつ近づくことができるのである（なお、本書の学習到達目標の一つである**法律家の思考方法(アイラック(IRAC))**については、表9(117頁)、[加賀山・民法学習法入門(2007)33-36頁]参照)。

民法条文・適用頻度ベスト10のうち、最初のステップとして民法条文・適用ベスト10を概観したので、次のステップとして、第1に、図3と表1とを相互に参照しながら、図3の条文の条数を見ただけで、表1 頻度順ベスト100 条文見出しを頭に思い浮かべることができるように、民法条文・適用頻度ベスト20を確認しよう。

本書が発刊されると、民法条文・適用ベスト10の図5と、同じくベスト20の図3は、様々な場所や機会、クイズ等として引用されることが予想される。その時に、民法条文・適用ベスト20の条文数から、すぐに条文見出しが言えるようにしておくと、一目置かれることになるので、その時に備えて、しっかり練習しておこう。

第2に、それが終わったら、表1に従って、それ以降の適用頻度の高い80の条文についても、その条文と条文見出しに沿って、それらの概要を見ていくことにしよう。

第 2 章 民法条文・適用頻度ベスト 100 の概観（頻度順）

これから、本書の中心となる民法条文・適用頻度ベスト 100 の条文を概観する。民法条文・適用頻度ベスト 100 の中でも適用頻度ベスト 30 は、特に重要である。そこで、本書では、適用頻度ベスト 30 には、以下のように星印（★）を付けて注意を喚起することにする。

- ★★★適用頻度ベスト 1～10 民法 709 条, 710 条, 722 条, 715 条, 415 条, 1 条, 177 条, 90 条, 719 条, 703 条
- ★★ 適用頻度ベスト 11～20 民法 95 条, 541 条, 612 条, 601 条, 110 条, 416 条, 711 条, 424 条, 770 条, 656 条
- ★ 適用頻度ベスト 21～30 723 条, 555 条, 717 条, 724 条, 616 条, 644 条, 162 条, 91 条, 446 条, 369 条

表 1 頻度順ベスト 100

No.	条文	条文見出し	適用数	頻度%
1	709	不法行為による損害賠償★★★	14,984	30.1
2	710	財産以外の損害の賠償★★★	8,206	16.5
3	722	損害賠償の方法及び過失相殺★★★	3,797	7.6
4	715	使用者等の責任★★★	3,482	7.0
5	415	債務不履行による損害賠償★★★	2,890	5.8
6	1	基本原則★★★	2,317	4.7
7	177	不動産に関する物権の変動の対抗要件★★★	1,673	3.4
8	90	公序良俗★★★	1,231	2.5
9	719	共同不法行為者の責任★★★	1,136	2.3
10	703	不当利得の返還義務★★★	937	1.9
11	95	錯誤★★	840	1.7
12	541	履行遅滞等による解除権★★	820	1.6
13	612	賃借権の譲渡及び転貸の制限★★	810	1.6
14	601	賃貸借★★	782	1.6
15	110	権限外の行為の表見代理★★	735	1.5
16	416	損害賠償の範囲★★	689	1.4
17	711	近親者に対する損害の賠償★★	576	1.2
18	424	詐害行為取消権★★	564	1.1
19	770	裁判上の離婚★★	556	1.1
20	656	準委任★★	542	1.1

第2章 民法条文・適用頻度ベスト100の概観（頻度順）

No.	条文	条文見出し	適用数	頻度%
21	723	名誉毀損における原状回復★	539	1.1
22	555	売買★	486	1.0
23	717	土地の工作物等の占有者及び所有者の責任★	476	1.0
24	724	不法行為による損害賠償請求権の期間の制限★	473	0.9
25	616	使用貸借の規定の準用★	461	0.9
26	644	受任者の注意義務★	458	0.9
27	162	所有権の取得時効★	454	0.9
28	91	任意規定と異なる意思表示★	438	0.9
29	446	保証人の責任等★	425	0.9
30	369	抵当権の内容★	424	0.9
31	94	虚偽表示	421	0.8
32	466	債権の譲渡性	421	0.8
33	907	遺産の分割の協議又は審判等	397	0.8
34	467	指名債権の譲渡の対抗要件	392	0.8
35	423	債権者代位権	370	0.7
36	92	任意規定と異なる慣習	352	0.7
37	623	雇用	337	0.7
38	99	代理行為の要件及び効果	334	0.7
39	478	債権の準占有者に対する弁済	333	0.7
40	533	同時履行の抗弁	326	0.7
41	587	消費貸借	319	0.6
42	666	消費寄託	313	0.6
42_2	395	抵当建物使用者の引渡しの猶予(旧・短期貸借の保護)	300	0.6
43	768	財産分与	298	0.6
44	505	相殺の要件等	291	0.6
45	166	消滅時効の進行等	289	0.6
46	708	不法原因給付	271	0.5
47	96	詐欺又は強迫	269	0.5
48	896	相続の一般的効力	269	0.5
49	819	離婚又は認知の場合の親権者	261	0.5
50	86	不動産及び動産	259	0.5
51	412	履行期と履行遅滞	256	0.5
52	643	委任	254	0.5
53	482	代物弁済	252	0.5

第 I 部 民法条文・適用頻度ベスト 100 の概要

No.	条文	条文見出し	適用数	頻度%
54	632	請負	249	0.5
55	545	解除の効果	248	0.5
56	570	売主の瑕疵担保責任	240	0.5
57	167	債権等の消滅時効	233	0.5
58	192	即時取得	229	0.5
59	388	法定地上権	228	0.5
60	404	法定利率	227	0.5
61	696	和解の効力	226	0.5
62	760	婚姻費用の分担	223	0.4
63	540	解除権の行使	215	0.4
64	648	受任者の報酬	215	0.4
65	33	法人の設立等	214	0.4
66	249	共有物の使用	212	0.4
67	206	所有権の内容	211	0.4
68	147	時効の中断事由	206	0.4
69	180	占有権の取得	202	0.4
70	493	弁済の提供の方法	197	0.4
71	109	代理権授与の表示による表見代理	186	0.4
72	820	監護及び教育の権利義務	186	0.4
73	605	不動産賃貸借の対抗力	185	0.4
74	145	時効の援用	184	0.4
75	766	離婚後の子の監護に関する事項の定め等	182	0.4
76	906	遺産の分割の基準	181	0.4
77	418	過失相殺	177	0.4
78	420	賠償額の予定	176	0.4
79	752	同居、協力及び扶助の義務	173	0.3
80	113	無権代理	172	0.3
81	787	認知の訴え	169	0.3
82	494	供託	153	0.3
83	704	悪意の受益者の返還義務等	153	0.3
84	295	留置権の内容	149	0.3
85	651	委任の解除	148	0.3
86	958	相続人の搜索の公告	148	0.3
87	304	物上代位	146	0.3

第2章 民法条文・適用頻度ベスト100の概観（頻度順）

No.	条文	条文見出し	適用数	頻度%
88	506	相殺の方法及び効力	146	0.3
89	146	時効の利益の放棄	144	0.3
90	958_3	特別縁故者に対する相続財産の分与	144	0.3
91	149	裁判上の請求	143	0.3
92	93	心裡留保	142	0.3
93	695	和解	141	0.3
94	372	留置権等の規定の準用	140	0.3
95	903	特別受益者の相続分	137	0.3
96	176	物権の設定及び移転	136	0.3
97	501	弁済による代位の効果	136	0.3
98	127	条件が成就した場合の効果	133	0.3
99	716	注文者の責任	133	0.3
100	714	責任無能力者の監督義務者等の責任	128	0.3

上記の表 1 頻度順ベスト 100 は、巻末の表 13 民法全条文の適用頻度順による一覧（196 頁以下）とともに、**民法の条文について、判例によって適用された頻度順に並べ直したわが国で最初の表**である。従来も、民法の条文の重要性を測るための主観的な指標は存在したが、客観的な指標によって並べ直す試みは皆無であった。その点で、上記の二つの表（表 1 と表 13）は、民法研究および民法教育において、従来にはない新しい視点を導入するものであり、民法学の発展に寄与することが期待できる。

そのような学問上の寄与を別にしても、上記の表 1 は、民法を学習する際の息抜きとして、ゲーム感覚で楽しめる表でもある。例えば、友人同士で、「民法条文・適用頻度ベスト 10 を六法も表も見ずに言っごらん」とか、「民法条文・適用頻度ベスト 20 を暗唱してごらん」とか、工夫次第で、様々なクイズにして楽しむことができる。

さらに、上記の表 1 は、あくまで、2016 年 11 月 30 日現在での順位である。したがって、本書が出版されてから、1 年を経過した後には、その順序は多少の入れ替わりが生じる可能性がある（[加賀山・民法学習法入門（2007）8-9 頁，13 頁]参照）。著者は、1 年ごとに頻度表を作成し直す予定であるが、読者も、機会があれば、自力で、民法全文の適用頻度を再調査してみるとよい。そうすれば、その時点での自分だけの最新の民法条文・適用頻度ベスト 100 を作成することが可能となる。

このように、上記の表 1 も、巻末の表 13 も、市販の判例データベースを利用すれば、誰でも作成することができる。誰もがちょっとした努力次第で同じ結果を得ることができ、科学の特色であるとするれば、**本書の表は、法律学を「科学としての法律学」**（[川島・科学としての法律学（1964）]）へと再生するための第一歩になるのかもしれない。

第 3 章 民法条文・適用頻度ベスト 100 の概観（条文順）

民法条文・適用頻度ベスト 100 を適用頻度の高い順に概観したので、次に、表 2 にしたがって、これらの 100 の条文を民法の条文の順序で概観してみよう。選定された 100 の条文を通じて、民法の各分野を概観することができる。

表 2 条文順ベスト 100

No.	頻度順	条文	条文見出し	件数	頻度%
民法総則（22 カ条／174 カ条）					
1	[6]	1	基本原則★★★	2,317	4.7
2	[65]	33	法人の設立等	214	0.4
3	[50]	86	不動産及び動産	259	0.5
4	[8]	90	公序良俗★★★	1,231	2.5
5	[28]	91	任意規定と異なる意思表示★	438	0.9
6	[36]	92	任意規定と異なる慣習	352	0.7
7	[92]	93	心裡留保	142	0.3
8	[31]	94	虚偽表示	421	0.8
9	[11]	95	錯誤★★	840	1.7
10	[47]	96	詐欺又は強迫	269	0.5
11	[38]	99	代理行為の要件及び効果	334	0.7
12	[71]	109	代理権授与の表示による表見代理	186	0.4
13	[15]	110	権限外の行為の表見代理★★	735	1.5
14	[80]	113	無権代理	172	0.3
15	[98]	127	条件が成就した場合の効果	133	0.3
16	[74]	145	時効の援用	184	0.4
17	[89]	146	時効の利益の放棄	144	0.3
18	[68]	147	時効の中断事由	206	0.4
19	[91]	149	裁判上の請求	143	0.3
20	[27]	162	所有権の取得時効★	454	0.9
21	[45]	166	消滅時効の進行等	289	0.6
22	[57]	167	債権等の消滅時効	233	0.5
物権（6 カ条／104 カ条）					
23	[96]	176	物権の設定及び移転	136	0.3
24	[7]	177	不動産に関する物権の変動の対抗要件★ ★★	1,673	3.4

第3章 民法条文・適用頻度ベスト100の概観（条文順）

No.	頻度順	条文	条文見出し	件数	頻度%
25	[69]	180	占有権の取得	202	0.4
26	[58]	192	即時取得	229	0.5
27	[67]	206	所有権の内容	211	0.4
28	[66]	249	共有物の使用	212	0.4
担保物権（優先弁済権）（5カ条／125カ条）					
29	[84]	295	留置権の内容	149	0.3
30	[87]	304	物上代位	146	0.3
31	[30]	369	抵当権の内容★	424	0.9
32	[94]	372	留置権等の規定の準用	140	0.3
33	[59]	388	法定地上権	228	0.5
債権総論（18カ条／122カ条）					
34	[60]	404	法定金利	227	0.5
35	[51]	412	履行期と履行遅滞	256	0.5
36	[5]	415	債務不履行による損害賠償★★★	2,890	5.8
37	[16]	416	損害賠償の範囲★★	689	1.4
38	[77]	418	過失相殺	177	0.4
39	[78]	420	賠償額の予定	176	0.4
40	[35]	423	債権者代位権	370	0.7
41	[18]	424	詐害行為取消権★★	564	1.1
42	[29]	446	保証人の責任等★	425	0.9
43	[32]	466	債権の譲渡性	421	0.8
44	[34]	467	指名債権の譲渡の対抗要件	392	0.8
45	[39]	478	債権の準占有者に対する弁済	333	0.7
46	[53]	482	代物弁済	252	0.5
47	[70]	493	弁済の提供の方法	197	0.4
48	[82]	494	供託	153	0.3
49	[97]	501	弁済による代位の効果	136	0.3
50	[44]	505	相殺の要件等	291	0.6
51	[88]	506	相殺の方法及び効力	146	0.3
契約（21カ条／175カ条）					
52	[40]	533	同時履行の抗弁	326	0.7
53	[63]	540	解除権の行使	215	0.4
54	[12]	541	履行遅滞等による解除権★★	820	1.6
55	[55]	545	解除の効果	248	0.5

第 I 部 民法条文・適用頻度ベスト 100 の概要

No.	頻度順	条文	条文見出し	件数	頻度%
56	[22]	555	売買★	486	1.0
57	[56]	570	売主の瑕疵担保責任	240	0.5
58	[41]	587	消費貸借	319	0.6
59	[14]	601	賃貸借★★	782	1.6
60	[73]	605	不動産賃貸借の対抗力	185	0.4
61	[13]	612	賃借権の譲渡及び転貸の制限★★	810	1.6
62	[25]	616	使用貸借の規定の準用★	461	0.9
63	[37]	623	雇用	337	0.7
64	[54]	632	請負	249	0.5
65	[52]	643	委任	254	0.5
66	[26]	644	受任者の注意義務★	458	0.9
67	[64]	648	受任者の報酬	215	0.4
68	[85]	651	委任の解除	148	0.3
69	[20]	656	準委任★	542	1.1
70	[42]	666	消費寄託	313	0.6
71	[93]	695	和解	141	0.3
72	[61]	696	和解の効力	226	0.5
不当利得 (3 カ条/6 カ条)					
73	[10]	703	不当利得の返還義務★★★	937	1.9
74	[83]	704	悪意の受益者の返還義務等	153	0.3
75	[46]	708	不法原因給付	271	0.5
不法行為 (11 カ条/16 カ条)					
76	[1]	709	不法行為による損害賠償★★★	14,984	30.1
77	[2]	710	財産以外の損害の賠償★★★	8,206	16.5
78	[17]	711	近親者に対する損害の賠償★★	576	1.2
79	[100]	714	責任無能力者の監督義務者等の責任	128	0.3
80	[4]	715	使用者等の責任★★★	3,482	7.0
81	[99]	716	注文者の責任	133	0.3
82	[23]	717	土地の工作物等の占有者及び所有者の責任★	476	1.0
83	[9]	719	共同不法行為者の責任★★★	1,136	2.3
84	[3]	722	損害賠償の方法及び過失相殺★★★	3,797	7.6
85	[21]	723	名誉毀損における原状回復★	539	1.1
86	[24]	724	不法行為による損害賠償請求権の期間の	473	0.9

第3章 民法条文・適用頻度ベスト100の概観（条文順）

No.	頻度順	条文	条文見出し	件数	頻度%
			制限★		
親族（8カ条／158カ条）					
87	[79]	752	同居，協力及び扶助の義務	173	0.3
88	[62]	760	婚姻費用の分担	223	0.4
89	[75]	766	離婚後の子の監護に関する事項の定め等	182	0.4
90	[43]	768	財産分与	298	0.6
91	[19]	770	裁判上の離婚★★	556	1.1
92	[81]	787	認知の訴え	169	0.3
93	[49]	819	離婚又は認知の場合の親権者	261	0.5
94	[72]	820	監護及び教育の権利義務	186	0.4
相続（6カ条／163カ条）					
95	[48]	896	相続の一般的効力	298	0.6
96	[95]	903	特別受益者の相続分	137	0.3
97	[76]	906	遺産の分割の基準	181	0.4
98	[33]	907	遺産の分割の協議又は審判等	397	0.8
99	[86]	958	相続人の搜索の公告	148	0.3
100	[90]	958_3	特別縁故者に対する相続財産の分与	144	0.3

以上で、第I部での民法条文・適用頻度ベスト100の概観を終えることにする。そこで、次の第II部で、厳選された条文を1カ条ずつ、ゆっくり読んでみることにしよう。

上記の表2は、これから読んでいく民法条文・適用頻度ベスト100の目次を兼ねているので、折に触れて参照することをお勧めする。

民法の条文をはじめて読む人にとっては、条文の意味を理解すること自体が困難であると思われるので、本書では、条文を配置する前に、主として、個々の条文と全体の条文との関係を中心に簡単な解説を行っていく。また、条文の理解を深めるために、関連する判例がある場合には、関連判例（基本判例、最新判例）の概要を紹介している。

なお、難解な法律用語に出会ったら、参考文献にあげた法律用語辞典（[金子＝新堂・法律学小辞典]）とか、条文の注釈書（[我妻＝有泉＝清水・コンメンタール民法（2016）]）とかを参照しながらその意味を確認し、個々の条文の相互関係については、本文の解説、特に、体系的な理解を促進するために枠で囲んだPoint1～37を読みながら理解を深めていくことにしよう。

第Ⅱ部（民法条文・適用頻度ベスト100の内容
（条文順））の内，4章～14章までは，省略

第 15 章 アクティブラーニング・反転授業のための課題

本書は、はしがきで述べたように、民法の学習書である。しかし、教員が講義とかゼミとかの教材、特にアクティブラーニングとか反転授業の予習教材として使用することもできるように、以下で三つの試みを行っている。

第 1 に、民法条文・適用頻度ベスト 10 に対象を絞って、予習の際に、学習達成度をチェックする「穴埋めテスト問題」を作成している。学生は、本書の中の三ツ星（★★★）部分を予習し、答えがわからない場合には、ヒントとして挙げているページを読み直すことによって、正解に達することができるはずである。

第 2 に、同じく、民法条文・適用頻度ベスト 10 に対象を絞りつつ、ここでは、反転授業を行う際のグループ討議の課題について、事前にしっかり予習ができるように、「議論のための作業課題」を作成している。学生は、反転授業のグループ討議に備えて、本書の解説および指示した判例集をよく読んで、議論に備えることができる。

第 3 に、民法条文・適用頻度ベスト 100 全般にわたって、民法の各分野を鳥瞰し、それぞれの分野の目的（または、目的と目的語の違い）をしっかりと理解するという観点から、学習到達目標の達成度を測る問題を作成している。これらの工夫が、学習者にとっても、本書を教材として利用する教員にとっても役立つことを願っている。

第 1 節 適用頻度ベスト 10 の学習目標到達度のチェック（予習課題）

【チェック問題 1】（民法条文・適用頻度ベスト 10 総論）

次の問題文の空欄（A）～（D）内に、適切な数字を入れて、文章を完成させなさい（本書 10 頁参照）。

民法の条文のうち、裁判所によって最も頻繁に適用されている分野は不法行為法である。この分野は、条文数は、わずか（A ）カ条に過ぎないが、適用頻度は、（B ）パーセントと、ずば抜けて適用頻度が高い。その理由は、新しい民事紛争が生じた場合、主として、（C ）条***を通じて、その解決がなされてきたからである。

これに対して、物権法の分野においては、条文数は、104 カ条もあるが、適用頻度は、（D ）パーセントと非常に低い。その理由は、物権法の中には、現在では、ほとんど使われていない永小作権などの条文が含まれているからである。

【チェック問題 2】（適用頻度ベスト 1～4、9 位と 5 位との関係）

次の問題文の空欄（A ）～（L ）に、適当な数字、または、用語を入れて、文章を完成させなさい（本書 14 頁、87 頁、140-143 頁参照）。なお、同じ記号には、同じものが入る。

民法適用条文・ベスト 10 のうち、適用頻度第 1 位の民法 (A) 条***と、適用頻度第 5 位の民法 (B) 条***とを合わせて、(C) 責任を代表する条文であるとされている。

その責任の中心は、損害賠償責任であるが、その責任を追及するためには、その共通の要件として、帰責性としての (D) 又は (E)、加害行為と結果との間の (F)、結果として発生した (G) の三つが存在することが必要とされている。

一般不法行為について規定している適用頻度第 1 位の民法 (A) 条**は、非常に重要な条文であるが、その効果である損害賠償請求が認められるためには、相手方が権利障害の抗弁として主張してくる、責任無能力の抗弁である民法 (H) 条、民法 (I) 条、および、正当防衛・緊急避難の抗弁である (J) 条の外に、権利が消滅していると主張してくる適用ベスト第 24 位の民法 (K) 条の消滅時効の抗弁に対しても、適切に対応する必要がある。このように、一般不法行為の条文である民法 (A) 条***を単独で理解するのではなく、先にあげた権利障害要件とか、権利消滅要件とかを一括して理解するために、本書では、(L) 図を利用して、不法行為法の総合的な理解を深める方法が提案されている。

【チェック問題 3】(適用頻度ベスト 6 位、8 位が含まれる民法総則の概観)

次の問題文の空欄 (A) ~ (K) 内に、適当な用語を入れて、文章を完成させなさい (本書 27 頁, 33 頁, 36 頁, 41 頁参照)。

民法総則は、以下の 4 つのことを規定している。第 1 は、民法全体に適用される原則部分であり、適用頻度第 6 位の (A) 条***と適用頻度ベスト 10 には入っていないが、重要な条文である (B) 条とで構成されている。これらの 2 カ条のように、すべての条文に適用される条文のことは、すべての条文にあまねく適用されるという意味で、「(C)」と呼ばれている。

第 2 は、私権の (D) を定めた部分であり、これには、私たちのような (E) と、会社のような (F) とが含まれる。民法適用頻度ベスト 10 には、これに該当する条文は含まれていないが、この理由は、その中心的な地位を占める成年後見制度が比較的新しい制度であること、また、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の制定に伴い、それに該当する重要な部分が大量に削除されたことが原因となっている。

第 3 は、私権の (G) を定めた部分であり、適用頻度ベスト 10 には入っていないが、その最初の条文である 85 条は、(H) の定義をしている。旧民法は、このほかに、(I) をこの定義の中に含めていたが、現行民法は、これを削除してしまったために、民法に目的と目的物の区別の混同が生じている。

第Ⅱ部 民法条文・適用頻度ベスト 100 の内容（条文順）

第 4 は、私権の発生・変更・消滅という、私権の（J ）を定めた部分であり、その重要部分は、契約や遺言など、民法の中心的課題を広く含む概念である「（K ）」であり、適用頻度第 8 位の民法 90 条***（公序良俗）が、この中に含まれている。

【チェック問題 4】（適用頻度ベスト 7 位の不動産の物権変動）

次の問題文の空欄（A ）～（F ）に、適切な用語を入れて、文章を完成させなさい（本書 47 頁参照）。

私権のうち、財産権に関する規定は、第 2 編の（A ）権と第 3 編の（B ）権とに分けられている。このうち、第 2 編の中心となる所有権の承継取得の中で、重要な地位を占める不動産の物権変動については、登記が重要な役割を果たしており、適用ベスト 7 位の民法（C ）条***は、不動産二重譲渡の対抗問題に適用されることは当然であるが、そのほかにも、契約が無効・取消しとなった場合の善意の第三者とか、第三者が原始取得した場合に当たる（D ）取得の場合、一般承継に当たる（E ）の場合にも適用されるかどうかで、学説・判例の対立が生じており、学習にとって困難な分野である。本書では、これらの問題を統一的に解決するための一般的な考え方として、否認という概念を使った（F ）の一般理論を提唱している。

【チェック問題 5】（適用頻度ベスト 10 位の不当利得に関連する条文群）

次の問題文の（A ）～（E ）内に、適切な用語を入れて、文章を完成させなさい（本書 135 頁参照）。

民法は、民事紛争を解決するための（A ）としての性格を有している。（A ）というのは、特別法と対になる概念であり、特別法の規定が適用できないような困難な問題が生じた場合でも、そのような例外的な問題をも処理する受け皿としての性格を有している。民法の中でも、個別の条文で解決できないような複雑な問題が生じた場合には、適用頻度第 6 位の民法 1 条、特に、民法 1 条***2 項の信義則とか、民法 1 条***3 項の権利濫用の規定が、一般条項として適用されることが多い。

これと似た性質を有しているのが、一般規定と特別規定との関係である。例えば、適用条文ベスト第 10 位の民法 703 条***（不当利得の返還義務）は、不当利得の一般規定である。

第 1 に、契約が成立していると期待して給付した物が、契約不成立となって、返還の必要が生じた場合には、不当利得のうちの第 1 類型である（B ）不当利得の規定として適用頻度第 10 位の民法 703 条***とか、適用頻度第 83 位の民法（C ）条の規定とかが適用される。

第 2 に、自分が債務者とか保証人であると勘違いして債権者に弁済したところ、債権者も本当の債務者とか保証人が弁済してくれたと思って、本当の債務者に対する請求

を怠り、その債権が時効で消滅してしまったような場合には、本来なら錯誤弁済なので、第1類型である(B) 不当利得に従って、錯誤弁済者は、債権者に対して給付した物の返還を請求できるはずである。しかし、それでは、弁済が有効だと信じて債権を失った債権者に酷であるため、民法707条は、その1項で、錯誤弁済者の(B) 不当利得を否定するとともに、錯誤弁済者を救済するために、その2項で、錯誤弁済者から債務を免れることによって利得している債務者に対する請求を認めている。これが、不当利得の第2類型である(D) 不当利得である。

第3に、不法行為になりそうだが、帰責性が欠けているため不法行為にはならないが、損害が生じているため、その損害の埋め合わせをすることが適切な場合には、不当利得のうちの第3類型である(E) 不当利得の規定として、占有の不当利得の条文である190条(悪意の占有者による果実の返還)、191条(占有者による損害賠償)、248条(付合、混和又は加工に伴う償金の請求)などが適用される。

このようにして、債権関係の代表例である、契約、事務管理、不法行為のいずれにも該当しないような複雑な問題が生じた場合でも、民法は、その受け皿として不当利得の規定を用意して、紛争解決の実体法のルールに漏れが生じないように工夫しているのである。特別法には抜け穴があるが、民法には抜け穴がないといわれているのは、このような一般規定が、個別規定に対する受け皿として用意されているからである。

第2節 適用頻度ベスト10に関する議論課題

【議論問題1】適用頻度ゼロの条文の価値

本書では、判例データベース(TKC法律情報データベース・LEX/DBインターネット)によって、裁判所によって適用される頻度が高い100の条文を取り上げているが、逆に、適用頻度が最も低い(裁判所による適用回数ゼロ件)条文についても、考察してみよう。

適用頻度がゼロの条文の中には、例えば、民法726条(親等の計算)のように、親族・相続法の最も根幹となる一親等、二親等…の数を規定した条文が含まれている。このような条文は、その規定がなければ、身分に関する規定を全くすることができないほどに重要であり、それが市民にも浸透していて、裁判にもならないために、適用頻度が最低となっているだけである。このことからわかるように、適用頻度の低さが、必ずしも、その条文の価値を左右するわけではないことが明らかである。

つまり、裁判所による適用頻度の高さ低さは、その条文の重要性を示す指標の一つに過ぎないのであり、適用頻度が高いものは、重要性が高い確率が高く、適用頻度が低いものは、重要性が低い確率が高いという蓋然性の問題に過ぎない。適用頻度が低いものの中にも、重要な条文が含まれていることがあることは否定できない。

それでは、適用頻度がゼロであることも影響していると思われるが、今回の民法(債権法)改正で、削除されるに至った民法527条(申込みの撤回の通知の延着)の規定と、

第Ⅱ部 民法条文・適用頻度ベスト100の内容（条文順）

同じく適用頻度がゼロであるにもかかわらず、削除も修正も免れた民法528条（申込みに変更を加えた承諾）とを比較し、一方は削除され、一方は、削除も修正も免れた理由を考え、削除すべきであったのか、修正なしでよかったのか、議論をしてみよう（この点については、参考文献に掲載している[加賀山・電子消費者契約法の問題点（2008）571-595頁]が参考になる）。

【議論問題2】民事責任の競合問題

[1] 民法709条***の不法行為責任と[5] 民法415条***の債務不履行責任とは、民事責任として競合する場合が多い。その場合、二つの責任に関する消滅時効の期間が、不法行為は、加害者を知ってから3年、事件（損害）の発生から20年であるのに対して、債務不履行の場合には、債務の不履行から10年間となっており、大きな違いがみられる。しかし、責任の性質は、両者ともに損害賠償責任であり、算定の基準も[16] 民法416条**（損害賠償の範囲）が適用されるか、類推適用されるかの違いしかなく、要件は、ほとんど同じである。そこで、交通事故という純粋な不法行為と、医療過誤という債務不履行責任とが競合した基本判例121事件（149頁）を取り上げて、以下の点について、議論してみよう。

第1点は、帰責事由（過失）の問題である。運転手の過失と病院の担当者の帰責事由の判断において、[1] 民法709条***の不法行為と民法415条***の債務不履行の判断基準（例えば医療水準）について、違いがあるのかどうか、検討してみよう。

過失については、現在では、「予見すべき損害の発生に対して、結果回避の措置を怠ったこと」であるというように、行為義務違反として構成されているため、当事者が相手方に対して、「すべきことをやっていない」と主張・立証することを通じて、過失を証明することが可能となっている。そこで、行為者の立場に立って考えると、過失だといわれないうえに、何をどこまですべきかということが問題となる。この点に関しては、法と経済学が、経済学的視点から、過失の数量的分析をしてくれているので、参考にするのがよい。参考文献に掲げた[クーター＝ユーレン・法と経済学（1997）352-384頁]を読んで、不法行為法の教科書で取り上げられている、ハンドの公式が、経済分析によると、どこが誤りで、どのように修正しなければならないとされているのかを理解した上で、何が証明されると過失がなかったことになるのかについて、議論してみよう（この点については、参考文献に掲載している[加賀山・不法行為における定量分析の必要性（2011）17-58頁]が参考になる）。

第2点は、因果関係の問題である。因果関係とは何なのか。「あれば、これなし」の定式化が有効な場合と、破綻する場合についての具体例を挙げて、なぜ、「あれば、これなし」の思考では、因果関係の証明として必要かつ十分といえないのか、考えてみよう。

さらに、相当因果関係とは何なのか、その考え方について、どのような批判がなされ

ているのか、それにもかかわらず、裁判所が、今でも、相当因果関係の考え方を使得って判断していることについて、その理由を考えてみよう。

第3点は、因果関係と過失相殺の相互関係の問題である。因果関係が複雑に絡み合っているこの事件に即して、「あれなければ、これなし」を基準として因果関係の存否を決定する事実的因果関係の理論、行為が結果を生じさせる蓋然性を相当程度高めたかどうかを基準とする「相当因果関係」の理論、「因果相殺」ともいわれている〔3〕民法722***条に代表される「過失相殺」について、相互の関係を検討してみよう。

【議論問題3】権利外観法理（表見代理）と共同不法行為との関係

民法総則を広くカバーする原理として、権利外観法理（レヒツシャインテオリー Rechtsscheintheorie）がある。これは、真実に反する外観を作出した者に帰責事由があり、その外観を信頼してある行為をなした者が善意かつ無過失である場合には、外観に基づく責任を負うべきであるという理論であり、意思表示に関する〔92〕民法93条（心裡留保）、民法94条（虚偽表示）、および、表見代理（〔71〕民法109条（代理権授与の表示による表見代理）、〔15〕民法110条**（権限外の行為の表見代理）、民法112条（代理権消滅後の表見代理））がこれに該当すると考えられている。

このうち、〔15〕民法110条**（権限外の行為の表見代理）を例にとると、本人が、相手方に対して負う責任の性質については、表見代理を有権代理に準じるものとして、有権代理と考える説と、表見代理も無権代理の一種に過ぎず、その性質は不法行為責任であるとの説が対立している。

本書は、このうち、本人の帰責性、無権代理人の責任（民法117条の履行責任）を根拠に、本人と無権代理人が相手方に対して、共同不法行為責任を負い、相手方は、〔9〕民法719条***（共同不法行為）と民法117条を根拠に、相手方に対して履行または損害賠償責任を追及できると考える説を紹介している（本書52頁参照）。

表見代理は、有権代理と考えるべきか、無権代理の一種として、民法719条***と民法117条を適用すべきなのか、基本判例25（54頁）を題材にして、議論をしてみよう。

【議論問題4】不動産物権変動と対抗問題

不動産の二重譲渡に〔7〕民法177条***が適用されることには疑いがない。しかし、意思表示以外で生じる物権変動（例えば、時間の経過によって変動が生じる取得時効、人の死亡という事件によって権利変動が生じる相続など）について、民法177条***が適用されるかどうかについては、争いがある。また、意思表示による物権変動についても、無効・取消し、解除など、遡及効が生じる物権変動について、民法177条***が適用されるかどうかについては、学説は対立している。

そこで、次のような事例を考えてみよう。Aは、Bに騙されて甲不動産をBに売却し、登記もBに移転したが、騙されたことに気づいたAが売買契約を取り消したところ、Bが甲不動産を善意のCに売却したとする。この場合に、(1)AがBから登記を取り戻し

第Ⅱ部 民法条文・適用頻度ベスト 100 の内容（条文順）

た場合に、善意の C は、A に対して、民法 96 条 3 項によって、登記を C に移転するように請求できるだろうか。(2) C が登記を B から取得した場合に、A は取消しの遡及効を援用して、C に対して登記を移転するように請求できるだろうか。基本判例 41 (67 頁) を題材にして、本書 48 頁の対抗不能の一般理論をも参考にして、議論をしてみよう。

【議論問題 5】 誤振込みと不当利得返還請求権

振込依頼人 A が、仕向銀行を通じて、B に送金すべきであったのに、誤って C に誤振込みをしてしまった場合、被仕向銀行に生じた C 名義の預金債権について、C は、その預金債権を有効に取得できるのか、それとも、誤振込みによって得た預金債権は、無効なものに過ぎず、誤振込みの依頼人 A は、誤振込みであることを証明して、仕向銀行に対して、[10] 民法 703 条***の不当利得返還請求権に基づいて、預金債権を C 名義から、A 名義に組み戻すことができるのかどうか、特に、振り込め詐欺が増加する現代において、問題となっている。

この問題について、基本判例 103 (133 頁) を題材にして、誤振込みによる預金債権は誰のものかについて、議論してみよう。

第 3 節 総合練習問題（各分野の目的の理解）

民法の理解が困難である理由は、一つは、条文数が膨大であることであるが、もう一つは、他の法律と異なり、民法が、わが国近代化の比較的初期の時代に起草されたこともあって、法律の「目的」とか「趣旨」に関する規定を欠いていることが、民法の学習を困難にしている理由であると思われる。

そこで、本書を通読された読者が、民法の「目的・趣旨」を会得できるように、民法の各分野の目的をどこまで理解したかどうかを再確認するための練習問題を用意している。これらの練習問題を解きながら、本文を再度読み直してみると、民法の目的についての理解が深まるはずである。

1. 通則（通則の意味と民法の目的）

【問題 1-1】 通則とは何を意味するのか。「法の適用に関する通則法」という法律を参考にして、400 字以内で記述しなさい（本書 27 頁参照）。

【問題 1-2】 民法には、法律の目的・趣旨が規定されていない。民法における「目的」または、民法の「趣旨」とは何か。憲法 29 条、憲法 24 条、憲法 22 条などを参考にして、民法の目的を条文の形で起草しなさい（本書 29 頁参照）。

2. 民法総則（民法総則の適用範囲と民法総則の目的）

【問題 2-1】 民法総則の適用範囲はどこまでか。親族、相続にまで及ぶのか。400 字以内で記述しなさい（本書 26 頁参照）。

【問題 2-2】民法総則は、全体として何を規定しているのか。民法総則の「目的」、または、全体像を 400 字以内で記述しなさい（本書 33 頁参照）。

3. 物権（物権の目的と目的物）

【問題 3-1】物権の「目的」と「目的物」とは何か。所有権を例にとりて、所有権の目的と、所有権の目的物について、400 字以内で記述しなさい（本書 39 頁参照）。

【問題 3-2】占有権は物権か。賃借人とか、受寄者の占有を物権といえるかどうかについて 400 字以内でまとめた上で、さらに、用益物権は、債権として構成することができるのではないかという点について、賛否の意見を参考にしつつ、自らの意見を 400 字以内で記述しなさい（本書 62 頁参照）。

4. 担保物権（担保物権の目的と目的物とが混同している理由）

【問題 4-1】担保物権の「目的」は何か。担保物権（留置権、先取特権^{さきどりとっけん}、質権、抵当権）のすべての冒頭条文を中心に検討した上で、担保物権の「目的」を 400 字以内で記述しなさい（本書 72～73 頁参照）。

【問題 4-2】担保物権の「目的物」は何か。担保物権のすべての条文を対象にして、「目的」と「目的物」とが、混乱して用いられている箇所を 400 字以内で指摘した上で、さらに、混乱の原因とその解決方法を 400 字以内で記述しなさい（本書 72 頁参照）。

5. 債権総論（債権の目的と目的物との異同、債務不履行の意味）

【問題 5-1】債権の「目的」とは何か。民法の現代語化（2004 年～2005 年）が行われる以前の文語・カタカナ書きの条文を図書館等で閲覧し、債権の「目的」と「目的物」とが誤って規定されていた箇所を 3 カ条以上指摘し、現行民法では、それが、どのように修正されたのかを 400 字以内で記述しなさい（本書 39 頁、86 参照）。

【問題 5-2】債務不履行の三分類説の欠陥を 400 字以内で指摘し、それを踏まえた上で、「履行拒絶」という概念が認められた場合に、「履行不能」という概念は、どのように定義されるのかを 400 字以内でまとめ、最後に、「履行不能」という概念はなお必要となるのかどうかについて、400 字以内でまとめなさい（本書 87～89 頁参照）。

6. 契約（契約の目的と目的を達することができない場合の解決方法）

【問題 6-1】契約の「目的」は何か。13 の典型契約のそれぞれについて、契約の目的が何かを検討し、全体で 800 字以内で記述しなさい（本書契約の類型（典型契約）123～124 頁参照）。

【問題 6-2】民法の契約が規定されているすべての条文を対象にして、「契約をした目的を達することができない」という場合に、または、「目的を達することができなくなる」、もしくは、「目的を達することができない」ときに、民法は、どのような解決策を講じているか、400 字以内で記述しなさい（本書 90 頁、122 頁参照）。

第Ⅱ部 民法条文・適用頻度ベスト100の内容（条文順）

7. 不当利得（不当利得の目的と類型論）

【問題 7-1】不当利得の「目的」は何か。債権の発生原因の相互関係を考慮しながら、400字以内で記述しなさい（本書120頁，135頁参照）。

【問題 7-2】不当利得の類型論について400字以内でその内容をまとめるとともに、現行民法のどの条文がその類型に該当するかを400字以内で記述しなさい（本書135頁，170～171頁参照）。

8. 不法行為（不法行為法の目的と共同不法行為の性質）

【問題 8-1】不法行為法の「目的」は何か。不法行為法が民法全条文の適用頻度の40%を占めている理由について400字以内でまとめた上で、いずれかの条文に焦点を当てて、不法行為規定の存在理由を400字以内で記述しなさい（本書10頁，140頁参照）。

【問題 8-2】共同不法行為は真正連帯債務か。不真正連帯債務か。それぞれの立場を400字以内でまとめた上で、さらに、自らの見解を400字以内で記述しなさい（本書147～148頁参照）。

9. 親族（婚姻の目的と親子の現代的意味）

【問題 9-1】婚姻の「目的」は何か。憲法24条を参考に婚姻の目的が何かを400字以内でまとめた上で、婚姻の「目的」が達成できなくなったときに、配偶者はどのような方法をとることができるのか。400字以内で記述しなさい（本書152頁，155頁以下参照）。

【問題 9-2】親子の関係は、何を根拠に成立するのか。父子関係、または、母子関係を選んで、現代の生殖補助医療の発展を考慮した場合に、父子関係、または、母子関係の証明は何によってなされるべきか、800字以内でまとめなさい（本書159～160頁参照）。

10. 相続（相続の目的と相続財産の管理と帰属）

【問題 10-1】相続の「目的」は何か。いかなる場合でも被相続人の財産を承継できる人を限定し、その理由を400字以内で記述しなさい（本書162頁参照）。

【問題 10-2】相続人にはならないが、相続財産から利益を得ることができる人はどのような人か、国を含めて、400字以内で記述しなさい（本書162頁，166頁参照）。

おわりに

1. 本書の意義

(1) 民法全条文の適用頻度順の並べ替え

本書の第1の意義は、判例データベースを利用して、第1条から第1044条に及ぶ民法のすべての条文について、裁判所によって適用される頻度が最も高い条文（民法709条）から、裁判所によってこれまで一度も適用されたことのない142カ条に及ぶ条文に至るまで、民法の全条文を適用頻度順に並べ替えたことにある。

このことによって、民法条文・適用頻度ベスト10とか、ベスト20とか、ベスト30とか、民事紛争を解決する際に、裁判所が好んで利用する条文を客観的な基準で選別することが可能となった。

このことは、第1に、民法を学習する際の指針として有用であると考えられる。なぜなら、民法の条文すべてを学習する時間のない人々に、「せめて、ベスト10の条文だけでも集中的に学習してみましよう」とか、「財産法だけでなく、家族法も合わせて学習するのであれば、せめてベスト20の条文を勉強しましよう」とか、本書のように、「民法の全体像を知るためには、民法のすべての分野を一応カバーできるベスト100の条文だけでも学習しましよう」というように、学習者の時間的な制約を考慮して、民法の学び方を自在に制御する客観的な基準を提示できるようになったからである。

第2に、民法の研究者としても、1,057カ条もある民法の条文の中で、自己の研究分野が、適用頻度のベスト10、ベスト20、ベスト30に入っているならば、その研究分野がポピュラーな分野であると認識できるであろうし、反対に、これまで一度も適用されていない条文をターゲットにして、その理由を含めて研究を深めるならば、これまでにない貴重な研究成果を上げる期待が高まることになるだろう。

(2) 民法条文・適用頻度ベスト100の条文順の並べ替えと解説

本書の第2の意義は、民法条文・適用頻度ベスト100の条文を民法の条文順に並べ替えることによって、民法のほぼすべての分野について、最も適用頻度の高い条文を中心に、短い時間で、効率的な学習を促進することを可能にしたことにある。

本書の第2部を条文と条文の解説とを併せて読めばわかるように、従来ならば、民法の全体像を具体的な条文を含めて学習するのに要した10分の1の時間で、民法の各分野について、最も重要なポイントを理解することが可能となった。

これまでは、民法の学習においては、条文数があまりにも多いため、一部分の学習と

おわりに

全体像をとらえる学習とのバランスをとるのが非常に困難であった。民法全体を知るためには、一つ一つの条文を理解する必要があるが、一つ一つの条文を理解するには、民法全体の体系の中で一つ一つの条文を位置づける必要があり、短い時間では、どちらも中途半端になってしまい、結局、途中で挫折するということが多かったように思われる。

しかし、そうはいつでも、これまでは、学ぶべき民法の条文を制限することが困難であった。なぜなら、どの条文を優先的に学ぶべきかについての客観的な基準が存在しなかったからである。本書は、最初に学ぶべき条文を、裁判所による民法の適用頻度という客観的な基準に従って、学習対象を10カ条に限定することも、20カ条に限定することも、30カ条に限定することも可能にしたのであり、その点で、民法学習者の効率的な学習に貢献するばかりでなく、民法を教育する教師にとっても、教育改革の一助となることが期待できると信じている。

2. 今後の課題

(1) 本書の発展的課題

本書の巻末には、民法条文・適用頻度ベスト100に出現するすべての用語（単語、熟語だけでなく、要件と効果をふくむ）を切り出して、漢字コード順に並べた表を付けている。

この表の一部については、本文で紹介しているが、これを、用語の性質に注目して、法律効果、法律要件の順に並べ替えると、事実から適用条文を検索するための法律用語の逆引き辞典が作成できると考えている。この法律用語の逆引き辞典を使うと、事実から適用されるべき条文を探索できるようになるはずであり、この表を上手に活用すれば、民法の法律相談に活用できるのではないかと考えている。

この作業の延長上には、民法のすべての用語を法律効果、法律要件、その要素の順序で並べ替えた民法用語逆引き辞典の構想が横たわっており、将来的には、事実の記述から、その事実に適用されるべき条文を自動検索できるシステムの開発研究へと発展させていく予定である。そうすれば、民法人工知能の実現も夢物語ではなくなるであろう。

いずれにしても、現代における人工知能の発展は、目覚ましいものがある。人工知能は、人間と異なり、1日に24時間を使って、学習を進めることができるからである。

やがては、将棋や囲碁のプロフェッショナルが、人工知能との対決を余儀なくされているのと同様に、法律の専門家も、人工知能（法律事務処理ロボット、法律文書自動検索ロボット、弁護士ロボット、検察官ロボット、裁判官ロボット）との対決を余儀なくされることになると思われる。

人工知能を備えたロボットと競い合うという厳しい時代を生き抜いていかなければならない若い人々にとって、通説・判例を暗記したり、理解したりしていたら何とかな

っていた時代は終わりを告げていることを認識すべきである（通説・判例の操作だけなら、将棋や囲碁の場合と同様、やがて、人間は、人工知能に勝てなくなると思われる）。

このように考えると、法律を含めて、すべての分野の専門家を志す人は、人工知能をリードするか、人工知能を利用して、より高度な思考ができる能力を養わない限り、専門家として生きていくことはできない時代が間近に迫っていることを自覚し、論理破綻したり、ごまかしたりを続けている通説や判例に頼ることなく、論理的でかつ新しい発想を産みだすことができる創造的な思考を養うための学習に励むべきであろう。

(2) 本書を教育教材として活用するための課題

本書は、民法の自学・自習のための学習書として執筆したものである。そのため、検索等の便宜を考えて、民法条文・適用頻度ベスト 100 を条文順に解説している。しかし、本書を教員が教材として利用するためには、教育用のカリキュラムが必要となる（第 15 章 アクティブラーニング・反転授業のための課題（168 頁以下）参照）。

もしも、筆者が、本書を教材として利用すると仮定すれば、筆者は、以下の図 21 のように、条文順ではなく、最初に 1 カ条（民法 719 条）だけを説明し、そこから連想に従って、100 カ条すべての解説を展開するという方法を選択することになると思われる。

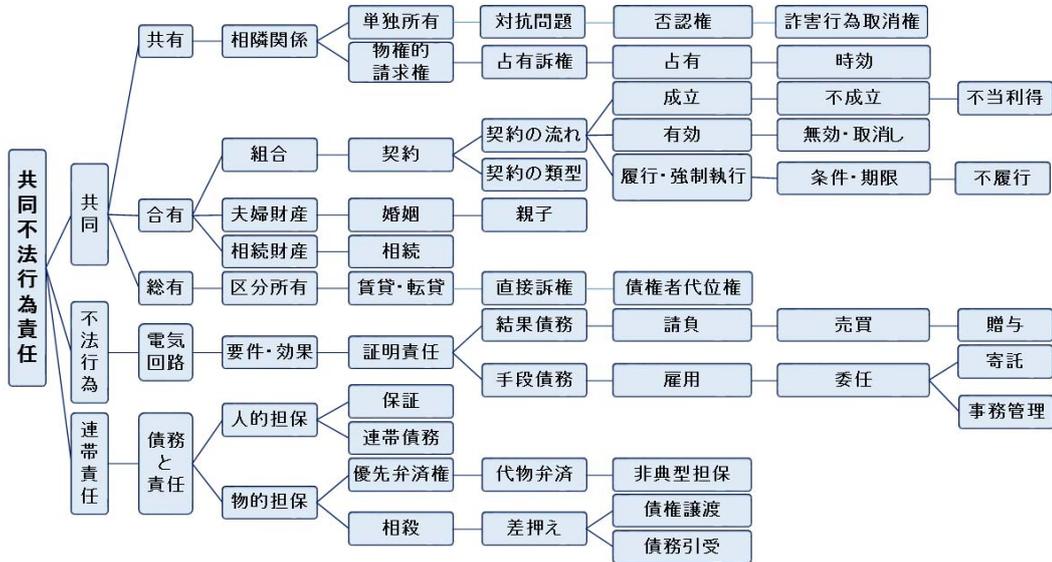


図 21 一つの条文から連想によって 100 カ条を語りつくす試み

図 21 は、本書の執筆段階で、筆者が考えている民法 100 カ条を物語る際に予想される展開図であるが、本格的なアクティブラーニング・反転授業の実用に耐える具体的なカリキュラムとするには、さらなる検討が必要であると思われる。

参考文献（著者あいうえお順）

- [梅・民法要義（二）（1896）]
梅謙次郎『民法要義』卷之二（物権編）明法堂・有斐閣（1896）
- [梅・民法要義（三）（1887）]
梅謙次郎『民法要義』卷之三（債権編）明法堂・有斐閣（1887）
- [加賀山・民法 613 条の直接訴権(1)（1977）]，[加賀山・民法 613 条の直接訴権(2)（1977）]
加賀山茂「民法 613 条の直接訴権《action directe》について(1)」阪大法学 102 号(1977/3) 65-105 頁
加賀山茂「民法 613 条の直接訴権《action directe》について(2・完)」阪大法学 103 号(1977/10) 87-136 頁
- [加賀山・対抗不能の一般理論（1986）]
加賀山茂「対抗不能の一般理論について－対抗要件の一般理論のために－」判例タイムズ 618 号(1986/12) 6-22 頁
- [加賀山・消費者の差止請求権（1995）]
加賀山茂「消費者被害と事故予防－消費者の差止請求権の法律構成」『森島昭夫先生還暦記念』日本評論社(1995/11) 493-528 頁
- [加賀山・民法体系 1（1996）]
加賀山茂『民法体系 1』信山社(1996/10)
- [加賀山・民法学習法入門（2007）]
加賀山茂『現代民法 学習法入門』信山社（2007）
- [加賀山・契約法講義（2007）]
加賀山茂『契約法講義』日本評論社（2007/11）
- [加賀山・電子消費者契約法の問題点（2008）]
加賀山茂「電子消費者契約法の問題点：錯誤無効の限定と民法五二七条の適用除外」名大法政論集 227 号（加藤雅信教授退職記念論文集）（2008/12） 571-595 頁
- [加賀山・担保法（2009）]
加賀山茂『現代民法・担保法』信山社（2009/12）
- [加賀山・債権担保法講義（2011）]
加賀山茂『債権担保法講義』日本評論社（2011/09）
- [加賀山・不法行為における定量分析の必要性（2011）]
加賀山茂「故意又は過失，因果関係における定量分析の必要性－過失に関する「ハンドの定式」の誤解の克服，および，因果関係におけるベイズの定理の応用を中心に－」明治学院大学法科大学院ローレビュー15 号（2011/12） 17-58 頁

2. 今後の課題

[加賀山・民法改正案の評価 (2015)]

加賀山茂『民法改正案の評価－債権関係法案の問題点と解決策』信山社 (2015/11)

[加賀山・立替払契約の購入者の保護 (2015)]

『第三者のためにする契約』の活用による立替払い契約の購入者の保護」明治学院大学法科大学院ローレビュー第23号 (2015/12) 1-12頁

[加賀山・民法改正における社会通念の不要性 (2016)]

加賀山茂「民法改正案における『社会通念』概念の不要性」明治学院大学ローレビュー第23号 (2016/03) 1-20頁

[金子=新堂・法律学小辞典]

金子宏=新堂幸司編『法律学小辞典』〔第4版補訂版〕有斐閣 (2008)

[川島・科学としての法律学 (1964)]

川島武宜『科学としての法律学』弘文堂 (1964/5)

[川島・科学としての法律学の発展 (1987)]

川島武宜『「科学としての法律学」とその発展』弘文堂 (1987/6)

[クーター=ユーレン・法と経済学 (1997)]

ロバート・D・クーター, トーマス・S・ユーレン著/太田勝造訳『新版 法と経済学』商事法務研究会 (1997/10)

[佐野・明治民法基盤 (2016)]

佐野智也『立法沿革研究の新段階－明治民法情報基盤の構築』信山社 (2016/5/27)

[判例百選Ⅰ], [判例百選Ⅱ]

潮見佳男=道垣内弘人『民法判例百選Ⅰ 総則・物権』〔第7版〕有斐閣 (2015/1)

潮見佳男=道垣内弘人『民法判例百選Ⅱ 債権』〔第7版〕有斐閣 (2015/1)

[清水元・担保物権法 (2009/11)]

清水元『プログレッシブ民法－担保物権法』成文堂 (2009/1)

[鈴木・物権法講義 (1994)]

鈴木祿弥『物権法講義』〔4訂版〕創文社 (1994)

[瀬木・絶望の裁判所 (2014)]

瀬木比呂志『絶望の裁判所』講談社現代新書 (2014/2)

[瀬木・ニッポンの裁判 (2015)]

瀬木比呂志『ニッポンの裁判』講談社現代新書 (2015/1)

[曾野=山手・国際売買法 (1993)]

曾野和明・山手正史『国際売買法』〔現代法律学全集 60〕青林書院(1993)

[二宮・家族法 (2013)]

二宮 周平『家族法 (新法学ライブラリ)』新世社 (2013/12)

[浜上・表見代理不法行為説]

浜上 則雄「表見代理不法行為説」阪大法学 59・60 合併号 (1966/12) 66-110頁

参考文献（著者あいうえお順）

- [浜上・連帯債務の本質（1972）]
浜上 則雄「連帯債務の本質と免除」（判例と学説 民法-39-）法学セミナー200 号
（1972/08）102-106 頁
- [浜上・部分的因果関係の理論（1972）]
浜上則雄「損害賠償法における『保証理論』と『部分的因果関係の理論』（1）民商
66 卷 4 号（1972/07/15）523-553 頁，（2）民商 66 卷 5 号（1972/08/05）737-767 頁
- [浜上・共同不法行為研究（1995）]
浜上則雄『現代共同不法行為の研究』（学術選書）信山社（1995/9）
- [深川・相殺の担保的機能（2008）]
深川裕佳『相殺の担保的機能』（学術選書 19）信山社（2008/10）
- [深川・多数当事者間相殺（2012）]
深川裕佳『多数当事者間相殺の研究』（学術選書 97）信山社（2012/9）
- [フット・名もない顔もない司法（2007）]
ダニエル H. フット『名もない顔もない司法—日本の裁判は変わるのか』NTT 出版
（2007/11）
- [平田・信義則の基層にあるもの（2006）]
平田 勇人『信義則とその基層にあるもの』成文堂（2006/10）
- [家族法判例百選]
水野紀子＝大村敦志＝窪田充見『家族法判例百選』〔第 7 版〕有斐閣（2008/10）
- [判例百選Ⅲ]
水野紀子＝大村敦志『民法判例百選Ⅲ 親族・相続』有斐閣（2015/2）
- [民法理由書（1987）]
広中俊雄『民法修正案（前三編）の理由書』有斐閣（1987）
- [判プラⅠ]，[判プラⅡ]，[判プラⅢ]
松本恒雄＝潮見佳男『判例プラクティス民法Ⅰ総則・物権』信山社（2010/3）
松本恒雄＝潮見佳男『判例プラクティス民法Ⅱ債権』信山社（2010/6）
松本恒雄＝潮見佳男『判例プラクティス民法Ⅲ親族・相続』信山社（2010/8）
- [森島・不法行為法（1987）]
森島 昭夫『不法行為法講義』（法学教室全書）有斐閣（1987/3）
- [我妻＝有泉＝清水・コンメンタール民法（2016）]
我妻栄＝有泉亨＝清水誠『我妻・有泉コンメンタール民法 総則・物権・債権』〔第
4 版〕日本評論社（2016/9）
- [渡辺・求償権の基本構造（2006）]
渡邊 力『求償権の基本構造—統一的求償制度の展望』関西学院大学研究叢書
（2006/2）

条文索引

条文 1	[6] 第 1 条 (基本原則) ★★★	31
条文 2	[65] 第 33 条 (法人の成立等)	33
条文 3	[50] 第 86 条 (不動産及び動産)	36
条文 4	[8] 第 90 条 (公序良俗) ★★★	42
条文 5	[28] 第 91 条 (任意規定と異なる意思表示) ★	43
条文 6	[36] 第 92 条 (任意規定と異なる慣習)	44
条文 7	[92] 第 93 条 (心裡留保)	45
条文 8	[31] 第 94 条 (虚偽表示)	45
条文 9	[11] 第 95 条 (錯誤) ★★	46
条文 10	[47] 第 96 条 (詐欺又は強迫)	47
条文 11	[38] 第 99 条 (代理行為の要件及び効果)	53
条文 12	[71] 第 109 条 (代理権授与の表示による表見代理)	53
条文 13	[15] 第 110 条 (権限外の行為の表見代理) ★★	54
条文 14	[80] 第 113 条 (無権代理)	55
条文 15	[98] 第 127 条 (条件が成就した場合の効果)	57
条文 16	[74] 第 145 条 (時効の援用)	58
条文 17	[89] 第 146 条 (時効の利益の放棄)	59
条文 18	[68] 第 147 条 (時効の中断事由)	59
条文 19	[91] 第 149 条 (裁判上の請求)	60
条文 20	[27] 第 162 条 (所有権の取得時効) ★	60
条文 21	[45] 第 166 条 (消滅時効の進行等)	61
条文 22	[57] 第 167 条 (債権等の消滅時効)	61
条文 23	[96] 第 176 条 (物権の設定及び移転)	67
条文 24	[7] 第 177 条 (不動産に関する物権の変動の対抗要件) ★★★	67
条文 25	[69] 第 180 条 (占有権の取得)	69
条文 26	[58] 第 192 条 (即時取得)	69
条文 27	[67] 第 206 条 (所有権の内容)	71
条文 28	[66] 第 249 条 (共有物の使用)	71
条文 29	[84] 第 295 条 (留置権の内容)	75
条文 30	[87] 第 304 条 (物上代位)	78
条文 31	[30] 第 369 条 (抵当権の内容) ★	82
条文 32	[94] 第 372 条 (留置権等の規定の準用)	83
条文 33	[59] 第 388 条 (法定地上権)	83
条文 34	[60] 第 404 条 (法定利率)	86

条文索引

条文 35	[51] 第 412 条 (履行期と履行遅滞)	96
条文 36	[5] 第 415 条 (債務不履行による損害賠償) ★★★	97
条文 37	[16] 第 416 条 (損害賠償の範囲) ★★	97
条文 38	[77] 第 418 条 (過失相殺)	98
条文 39	[78] 第 420 条 (賠償額の予定)	98
条文 40	[35] 第 423 条 (債権者代位権)	105
条文 41	[18] 第 424 条 (詐害行為取消権) ★★	106
条文 42	[29] 第 446 条 (保証人の責任等) ★	109
条文 43	[32] 第 466 条 (債権の譲渡性)	111
条文 44	[34] 第 467 条 (指名債権の譲渡の対抗要件)	111
条文 45	[39] 第 478 条 (債権の準占有者に対する弁済)	114
条文 46	[53] 第 482 条 (代物弁済)	114
条文 47	[70] 第 493 条 (弁済の提供の方法)	115
条文 48	[82] 第 494 条 (供託)	115
条文 49	[97] 第 501 条 (弁済による代位の効果)	116
条文 50	[44] 第 505 条 (相殺の要件等)	118
条文 51	[88] 第 506 条 (相殺の方法及び効力)	119
条文 52	[40] 第 533 条 (同時履行の抗弁)	122
条文 53	[63] 第 540 条 (解除権の行使)	122
条文 54	[12] 第 541 条 (履行遅滞等による解除権) ★★	122
条文 55	[55] 第 545 条 (解除の効果)	123
条文 56	[22] 第 555 条 (売買) ★	124
条文 57	[56] 第 570 条 (売主の瑕疵担保責任)	125
条文 58	[41] 第 587 条 (消費貸借)	126
条文 59	[14] 第 601 条 (賃貸借) ★★	127
条文 60	[73] 第 605 条 (不動産賃貸借の対抗力)	127
条文 61	[13] 第 612 条 (貸借権の譲渡及び転貸の制限) ★★	127
条文 62	[25] 第 616 条 (使用貸借の規定の準用) ★	128
条文 63	[37] 第 623 条 (雇用)	129
条文 64	[54] 第 632 条 (請負)	130
条文 65	[52] 第 643 条 (委任)	130
条文 66	[26] 第 644 条 (受任者の注意義務) ★	130
条文 67	[64] 第 648 条 (受任者の報酬)	131
条文 68	[85] 第 651 条 (委任の解除)	131
条文 69	[20] 第 656 条 (準委任) ★	132
条文 70	[42] 第 666 条 (消費寄託)	133

2. 今後の課題

条文 71	[93] 第 695 条 (和解)	134
条文 72	[61] 第 696 条 (和解の効力)	134
条文 73	[10] 第 703 条 (不当利得の返還義務) ★★★	135
条文 74	[83] 第 704 条 (悪意の受益者の返還義務等)	136
条文 75	[46] 第 708 条 (不法原因給付)	137
条文 76	[1] 第 709 条 (不法行為による損害賠償) ★★★	140
条文 77	[2] 第 710 条 (財産以外の損害の賠償) ★★★	142
条文 78	[17] 第 711 条 (近親者に対する損害の賠償) ★★	143
条文 79	[100] 第 714 条 (責任無能力者の監督義務者等の責任)	144
条文 80	[4] 第 715 条 (使用者等の責任) ★★★	145
条文 81	[99] 第 716 条 (注文者の責任)	146
条文 82	[23] 第 717 条 (土地の工作物等の占有者及び所有者の責任) ★	146
条文 83	[9] 第 719 条 (共同不法行為者の責任) ★★★	148
条文 84	[3] 第 722 条 (損害賠償の方法及び過失相殺) ★★★	149
条文 85	[21] 第 723 条 (名誉毀損における原状回復) ★	150
条文 86	[24] 第 724 条 (不法行為による損害賠償請求権の期間の制限) ★	151
条文 87	[79] 第 752 条 (同居, 協力及び扶助の義務)	152
条文 88	[62] 第 760 条 (婚姻費用の分担)	153
条文 89	[75] 第 766 条 (離婚後の子の監護に関する事項の定め等)	154
条文 90	[43] 第 768 条 (財産分与)	154
条文 91	[19] 第 770 条 (裁判上の離婚) ★★	156
条文 92	[81] 第 787 条 (認知の訴え)	160
条文 93	[49] 第 819 条 (離婚又は認知の場合の親権者)	161
条文 94	[72] 第 820 条 (監護及び教育の権利義務)	161
条文 95	[48] 第 896 条 (相続の一般的効力)	162
条文 96	[95] 第 903 条 (特別受益者の相続分)	163
条文 97	[76] 第 906 条 (遺産の分割の基準)	164
条文 98	[33] 第 907 条 (遺産の分割の協議又は審判等)	165
条文 99	[86] 第 958 条 (相続人の搜索の公告)	166
条文 100	[90] 第 958 条の 3 (特別縁故者に対する相続財産の分与)	167

判例索引

基本判例索引

基本判例 1	最二判昭 25・12・1 民集 4 卷 12 号 625 頁（水利権確認等請求上告事件）	31
基本判例 2	最一判平 12・1・27 判時 1703 号 131 頁（車止め撤去請求事件）	31
基本判例 3	大判大 14・12・3 民集 4 卷 685 頁（損害賠償請求事件，深川渡事件）	31
基本判例 4	最一判平 14・3・28 民集 56 卷 3 号 662 頁（建物明渡等請求事件）	32
基本判例 5	大判昭 10・10・5 民集 14 卷 1965 頁（妨害排除請求事件・宇奈月温泉事件）	32
基本判例 6	大判大 8・3・3 民録 25 輯 356 頁（損害賠償請求ノ件・信玄公旗掛松事件）	32
基本判例 7	最三判平 8・3・19 民集 50 卷 3 号 615 頁（選挙権被選挙権停止処分無効確認等請求事件）	33
基本判例 8	大判昭 10・10・1 民集 14 卷 1671 頁（所有権確認並家屋明渡請求事件）	36
基本判例 9	大判大 13・10・7 民集 3 卷 476 頁（不動産売買登記抹消請求事件）	36
基本判例 10	大判昭 9・5・1 民集 13 卷 875 頁（損害金請求事件）	42
基本判例 11	最二判昭 35・3・18 民集 14 卷 4 号 483 頁（売掛代金請求事件）	42
基本判例 12	最三判昭 56・3・24 民集 35 卷 2 号 300 頁（雇傭関係存続確認等請求事件）	42
基本判例 13	最一判昭 61・11・20 民集 40 卷 7 号 1167 頁（遺言無効確認等請求事件）	42
基本判例 14	最二判平 15・4・18 民集 57 卷 4 号 366 頁（約定金，寄託金返還請求権）	43
基本判例 15	最二判昭 62・2・20 民集 41 卷 1 号 159 頁（保険金請求事件）	43
基本判例 16	最三判平 11・2・23 民集 53 卷 2 号 193 頁（立替金返還等請求事件）	43
基本判例 17	大判大 10・6・2 民録 27 輯 1038 頁（損害賠償請求ノ件・「塩釜レール入」事件）	44
基本判例 18	最一判昭 42・4・20 民集 21 卷 3 号 697 頁（売掛代金請求事件）	45

基本判例 19	最三判昭 45・9・22 民集 24 卷 10 号 1424 頁（占有妨害排除家屋明渡等請求事件）	45
基本判例 20	最一判平 18・2・23 民集 60 卷 2 号 546 頁（所有権移転登記抹消登記手続請求事件）	45
基本判例 21	大判昭 19・6・28 民集 23 卷 387 頁（売買契約不成立確認請求事件）	46
基本判例 22	最一判平 1・9・14 判時 1336 号 93 頁（建物所有権移転登記抹消登記手続請求事件）	46
基本判例 23	最一判昭 49・9・26 民集 28 卷 6 号 1213 頁（所有権移転登記請求事件）	47
基本判例 24	最二判昭 35・10・21 民集 14 卷 12 号 2661 頁（売掛金請求事件・東京地裁厚生部事件）	53
基本判例 25	最二判昭 39・5・23 民集 18 卷 4 号 621 頁（登記抹消請求事件・白紙委任状事件）	54
基本判例 26	最三判昭 45・7・28 民集 24 卷 7 号 1203 頁（所有権移転登記手続請求事件・民法 109 条・110 条重畳適用事例）	54
基本判例 27	大連判昭 19・12・22 民集 23 卷 626 頁（貸金請求事件・民法 110 条・112 条重畳適用事例）	54
基本判例 28	最二判昭 35・2・19 民集 14 卷 2 号 250 頁（貸金請求事件）	54
基本判例 29	最二判昭 51・6・25 民集 30 卷 6 号 665 頁（約束手形金等請求事件）	55
基本判例 30	最二判昭 60・11・29 民集 39 卷 7 号 1760 頁（土地所有権移転登記手続請求事件）	55
基本判例 31	最二判昭 37・8・10 民集 16 卷 8 号 1700 頁（抵当権設定登記抹消等請求事件）	55
基本判例 32	最三判昭 62・7・7 民集 41 卷 5 号 1133 頁（保証債務履行請求事件）	55
基本判例 33	最三判平 6・5・31 民集 48 卷 4 号 1029 頁（執行文付与に対する異議事件）	57
基本判例 34	最二判昭 61・3・17 民集 40 卷 2 号 420 頁（所有権移転請求権保全仮登記抹消登記手続等本訴, 所有権移転請求権保全仮登記本登記手続請求反訴事件）	58
基本判例 35	最一判平 11・10・21 民集 53 卷 7 号 1190 頁（根抵当権抹消登記手続請求事件）	59
基本判例 36	最大判昭 41・4・20 民集 20 卷 4 号 702 頁（請求異議事件）	59
基本判例 37	最二判平 24・3・16 民集 66 卷 5 号 2321 頁（第三者異議事件）	60

判例索引

基本判例 38 最三判平 6・2・22 民集 48 卷 2 号 441 頁 (損害賠償並びに民訴法 198 条 2 項による返還及び損害賠償請求事件・じん肺罹患による損賠賠償請求事件)	61
基本判例 39 最二判昭 33・6・20 民集 12 卷 10 号 1585 頁 (不動産所有権移転登記 手続等請求事件)	67
基本判例 40 大連判明 41・12・15 民録 14 輯 1301 頁 (所有権移転登記抹消請求ノ 件)	67
基本判例 41 大判昭 17・9・30 民集 21 卷 911 頁 (登記抹消請求事件)	67
基本判例 42 最三判昭 25・12・19 民集 4 卷 12 号 660 頁 (家屋明渡請求事件)	67
基本判例 43 最三判昭 35・11・29 民集 14 卷 13 号 2869 頁 (登記抹消請求事件)	67
基本判例 44 最二判昭 38・2・22 民集 17 卷 1 号 235 頁 (登記抹消登記手続請求事 件)	67
基本判例 45 最二判昭 46・11・5 民集 25 卷 8 号 1087 頁 (土地所有権確認等所有 権取得登記抹消登記手続本訴並に建物収去明渡反訴請求事件)	67
基本判例 46 最三判平 8・10・29 民集 50 卷 9 号 2506 頁 (公道確認等請求事件)	68
基本判例 47 最二判平 10・2・13 民集 52 卷 1 号 65 頁 (通行地役権設定登記手続 等請求事件)	68
基本判例 48 最三判平 18・1・17 民集 60 卷 1 号 27 頁 (所有権確認請求本訴, 所 有権確認等請求反訴, 土地所有権確認等請求事件)	68
基本判例 49 最二判昭 32・2・15 民集 11 卷 2 号 270 頁 (土地引渡し並びに損害金 請求事件)	69
基本判例 50 最一判昭 35・2・11 民集 14 卷 2 号 168 頁 (動産所有権確認同引渡等 請求事件)	69
基本判例 51 最二判昭 39・1・24 判時 365 号 26 頁 (仮差押に対する第三者異議事 件)	71
基本判例 52 最一判昭 41・5・19 民集 20 卷 5 号 947 頁 (土地所有権確認等請求事 件)	71
基本判例 53 最三判平 6・5・31 民集 48 卷 4 号 1065 頁 (所有権確認等請求事件)	71
基本判例 54 最二判平 15・7・11 民集 57 卷 7 号 787 頁 (持分全部移転登記抹消登 記手続等請求事件)	71
基本判例 55 最一判昭 47・11・16 民集 26 卷 9 号 1619 頁 (建物明渡請求事件)	75

基本判例 56	最二判昭 46・7・16 民集 25 卷 5 号 749 頁 (家屋明渡等請求事件)	76
基本判例 57	最二判昭 60・7・19 民集 39 卷 5 号 1326 頁 (配当異議事件)	78
基本判例 58	最三決平 10・12・18 民集 52 卷 9 号 2024 頁 (債権差押命令及び転付命令に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件)	79
基本判例 59	最一決平 22・12・2 民集 64 卷 8 号 1990 頁 (債権差押命令に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件)	79
基本判例 60	最二判昭 44・7・4 民集 23 卷 8 号 1347 頁 (土地建物所有権移転登記抹消登記手続等請求事件)	83
基本判例 61	最二判平 1・10・27 民集 43 卷 9 号 1070 頁 (不当利得返還請求事件)	83
基本判例 62	最二判平 10・1・30 民集 52 卷 1 号 1 頁 (取立債権請求事件)	83
基本判例 63	最三判平 14・3・12 民集 56 卷 3 号 555 頁 (配当異議事件)	83
基本判例 64	最三判平 6・12・20 民集 48 卷 8 号 1470 頁 (建物収去土地明渡等請求事件)	84
基本判例 65	最三判平 9・2・14 民集 51 卷 2 号 375 頁 (短期貸借解除等請求事件)	84
基本判例 66	最二判平 19・7・6 民集 61 卷 5 号 1940 頁 (建物収去土地明渡請求事件)	84
基本判例 67	最二判平 7・6・9 民集 49 卷 6 号 1499 頁 (損害賠償請求事件, 姫路日赤未熟児網膜症事件)	97
基本判例 68	大判大 7・8・27 民録 24 輯 1658 頁 (損害賠償請求ノ件)	97
基本判例 69	最二判昭 28・12・18 民集 7 卷 12 号 1446 頁 (損害賠償等請求事件)	97
基本判例 70	最二判平 24・2・24 判時 2144 号 89 頁 (損害賠償請求事件) 一部破棄差戻, 一部棄却	97
基本判例 71	最三判平 22・3・30 判時 2077 号 44 頁 (学納金返還請求事件) 破棄自判	98
基本判例 72	大判明 43・7・6 民録 16 輯 537 頁 (土地売買登記及代金請求ノ件)	105
基本判例 73	最三判昭 44・6・24 民集 23 卷 7 号 1079 頁 (売掛代金請求事件)	105
基本判例 74	最一判昭 50・3・6 民集 29 卷 3 号 203 頁 (土地所有権移転登記請求事件)	105
基本判例 75	大連判明 44・3・24 民録 17 輯 117 頁 (詐害行為取消請求ノ件)	106

判例索引

基本判例 76	最大判昭 36・7・19 民集 15 卷 7 号 1875 頁 (詐害行為取消請求事件)	106
基本判例 77	最二判昭 46・11・19 民集 25 卷 8 号 1321 頁 (売掛代金請求事件)	106
基本判例 78	最一判昭 53・10・5 民集 32 卷 7 号 1332 頁 (土地所有權確認等請求事件)	107
基本判例 79	最大判昭 40・6・30 民集 19 卷 4 号 1143 頁 (物件引渡等請求事件)	110
基本判例 80	最一判平 9・6・5 民集 51 卷 5 号 2053 頁 (供託金還付請求權確認, 供託金還付請求權取立權確認請求事件)	111
基本判例 81	最一判昭 49・3・7 民集 28 卷 2 号 174 頁 (第三者異議事件)	111
基本判例 82	最三判平 5・3・30 民集 47 卷 4 号 3334 頁 (供託金還付請求權確認請求本訴, 同反訴事件)	112
基本判例 83	最三判昭 37・8・21 民集 16 卷 9 号 1809 頁 (納品代金請求事件)	114
基本判例 84	最一判昭 59・2・23 民集 38 卷 3 号 445 頁 (預金返還請求事件)	114
基本判例 85	最二判昭 61・4・11 民集 40 卷 3 号 558 頁 (運送代金請求事件)	114
基本判例 86	最三判平 15・4・8 民集 57 卷 4 号 337 頁 (預託金返還請求事件)	114
基本判例 87	最三判昭 59・5・29 民集 38 卷 7 号 885 頁 (配当異議事件)	116
基本判例 88	最一判昭 61・11・27 民集 40 卷 7 号 1205 頁 (配当異議事件)	117
基本判例 89	最大判昭 45・6・24 民集 24 卷 6 号 587 頁 (定期預金等請求事件)	118
基本判例 90	最一判平 14・3・28 民集 56 卷 3 号 689 頁 (取立債權請求事件)	118
基本判例 91	最二判平 24・5・28 民集 66 卷 7 号 3123 頁 (預金返還請求事件)	119
基本判例 92	最一判平 25・2・28 民集 67 卷 2 号 343 頁 (根抵當權設定登記抹消登記手續請求本訴, 貸金請求反訴事件)	119
基本判例 93	最三判平 9・7・15 民集 51 卷 6 号 2581 頁 (請負工事代金請求事件)	119
基本判例 94	最二判昭 36・12・15 民集 15 卷 11 号 2852 頁 (約束手形金請求事件)	125
基本判例 95	最三判平 3・4・2 民集 45 卷 4 号 349 頁 (損害賠償請求事件)	125

基本判例 96 最三判平 13・11・27 民集 55 卷 6 号 1311 頁（損害賠償請求事件）	125
基本判例 97 最三判平 22・6・1 民集 64 卷 4 号 953 頁（損害賠償請求，民訴法 260 条 2 項の申立事件）	125
基本判例 98 最三判平 23・10・25 民集 65 卷 7 号 3114 頁（債務不存在確認等請求 及び当事者参加事件）	126
基本判例 99 最一判昭 41・1・27 民集 20 卷 1 号 136 頁（建物収去土地明渡請求上 告事件）	128
基本判例 100 最二判平 8・10・14 民集 50 卷 9 号 2431 頁（建物収去土地明渡請 求事件）	128
基本判例 101 最三判平 9・2・25 民集 51 卷 2 号 398 頁（建物賃料等請求本訴，保 証金返還請求反訴事件）	128
基本判例 102 最二判昭 56・1・19 民集 35 卷 1 号 1 頁（譲受債権請求事件）	132
基本判例 103 最二判平 8・4・26 民集 50 卷 5 号 1267 頁（第三者異議事件）	133
基本判例 104 最二判平 15・2・21 民集 57 卷 2 号 95 頁（預金返還，仮執行の原状 回復及び損害賠償請求事件）	133
基本判例 105 最一判昭 33・6・14 民集 12 卷 9 号 1492 頁（商品代金請求事件）	134
基本判例 106 最三判昭 38・12・24 民集 17 卷 12 号 1720 頁（不当利得返還請求事 件）	136
基本判例 107 最三判平 7・9・19 民集 49 卷 8 号 2805 頁（不当利得金請求事件）	136
基本判例 108 最一判平 19・3・8 民集 61 卷 2 号 479 頁（不当利得返還請求事件）	136
基本判例 109 最一判昭 49・9・26 日民集 28 卷 6 号 1243 頁（金員返還請求事件）	136
基本判例 110 最大判昭 45・10・21 民集 24 卷 11 号 1560 頁（建物明渡等請求事 件）	138
基本判例 111 最三判平 10・5・26 民集 52 卷 4 号 985 頁（約束手形金請求事件）	138
基本判例 112 大判大 5・12・22 民録 22 輯 2474 頁（損害賠償請求ノ件，大阪アル カリ事件）	140
基本判例 113 最一判昭 48・6・7 民集 27 卷 6 号 681 頁（損害賠償請求事件）	141
基本判例 114 最二判平 7・6・9 民集 49 卷 6 号 1499 頁（損害賠償請求事件，姫路 日赤未熟児網膜症事件）	141

判例索引

基本判例 115	最二判昭 49・3・22 民集 28 卷 2 号 347 頁 (慰藉料請求事件)	144
基本判例 116	最一判昭 51・7・8 民集 30 卷 7 号 689 頁 (損害賠償請求事件)	145
基本判例 117	最二判平 19・7・6 民集 61 卷 5 号 1769 頁 (損害賠償請求事件)	146
基本判例 118	最二判昭 63・7・1 民集 42 卷 6 号 451 頁 (損害賠償請求本訴, 同反訴事件)	148
基本判例 119	最大判昭 39・6・24 民集 18 卷 5 号 854 頁 (損害賠償等請求事件)	149
基本判例 120	最三判平 8・10・29 民集 50 卷 9 号 2474 頁 (損害賠償請求事件)	149
基本判例 121	最三判平 13・3・13 民集 55 卷 2 号 328 頁 (損害賠償請求事件)	149
基本判例 122	最三判平 9・5・27 民集 51 卷 5 号 2024 頁 (損害賠償請求事件)	150
基本判例 123	最三判平 9・9・9 民集 51 卷 8 号 3804 頁 (損害賠償請求事件)	151
基本判例 124	最二判昭 48・11・16 民集 27 卷 10 号 1374 頁 (損害賠償請求事件)	151
基本判例 125	最三判平 16・4・27 民集 58 卷 4 号 1032 頁 (損害賠償, 民訴法 260 条 2 項による仮執行の原状回復請求事件)	151
基本判例 126	大決昭 5・9・30 民集 9 卷 926 頁 (民事訴訟法第 734 条ニ依ル申立却下決定ニ対スル抗告事件)	153
基本判例 127	最三決平 18・4・26 家月 58 卷 9 号 31 頁 (婚姻費用分担申立て認容審判に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件)	153
基本判例 128	最二判昭 46・7・23 民集 25 卷 5 号 805 頁 (慰藉料請求事件)	155
基本判例 129	最三判昭 53・11・14 民集 32 卷 8 号 1529 頁 (離婚等請求事件)	155
基本判例 130	最一判昭 48・11・15 民集 27 卷 10 号 1323 頁 (離婚等請求上告事件)	158
基本判例 131	最三判昭 45・11・24 民集 24 卷 12 号 1943 頁 (離婚請求上告事件)	158
基本判例 132	最大判昭 62・9・2 民集 41 卷 6 号 1423 頁 (離婚請求事件)	158
基本判例 133	最二判昭 29・4・30 民集 8 卷 4 号 861 頁 (認知請求事件)	160
基本判例 134	最二判平 1・11・10 民集 43 卷 10 号 1085 頁 (親子関係不存在確認等請求再審事件)	160

最新判例索引（平成 25 年度以降の判例）

基本判例 135	最一決平 12・5・1 民集 54 卷 5 号 1607 頁(面接交渉の審判に対する原審判変更決定に対する許可抗告事件)	161
基本判例 136	最大判昭 42・11・1 民集 21 卷 9 号 2249 頁(慰藉料請求事件) ..	162
基本判例 137	最二決平 16・10・29 民集 58 卷 7 号 1979 頁(遺産分割及び寄与分を定める処分審判に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件)	163
基本判例 138	最二判平 11・6・11 民集 53 卷 5 号 898 頁(貸金及び詐害行為取消請求事件)	165
基本判例 139	最二判平 1・11・24 民集 43 卷 10 号 1220 頁(不動産登記申請却下決定取消請求事件)	167

最新判例索引（平成 25 年度以降の判例）

最新判例 1	最一判平 28・4・21 民集 70 卷 4 号 1029 頁(損害賠償請求事件) 破棄自判	32
最新判例 2	最一判平 26・2・27 民集 68 卷 2 号 192 頁(所有権移転登記手続等請求事件) 棄却	34
最新判例 3	最三判平 28・1・12 民集 70 卷 1 号 1 頁(保証債務請求事件) 破棄差戻	43
最新判例 4	最三判平 28・1・12 民集 70 卷 1 号 1 頁(保証債務請求事件) 破棄差戻	47
最新判例 5	最一判平 26・6・5 民集 68 卷 5 号 403 頁(配当異議事件) 破棄自判	57
最新判例 6	最一判平 25・2・28 民集 67 卷 2 号 343 頁(根抵当権設定登記抹消登記手続請求本訴, 貸金請求反訴事件) 一部破棄自判, 一部破棄差戻	59
最新判例 7	最三判平 27・2・17 民集 64 卷 1 号 1 頁(求償金等請求事件) 棄却	60
最新判例 8	最一判平 27・11・19 民集 69 卷 7 号 1988 頁(求償金等請求事件) 棄却	60
最新判例 9	最一判平 28・3・31 民集 70 卷 3 号 969 頁(供託金払渡認可義務付等請求事件) 破棄自判	61
最新判例 10	最三判平 25・2・26 民集 67 卷 2 号 297 頁(道路通行権確認等請求事件) 破棄差戻	68
最新判例 11	最一判平 28・12・1 裁判所 Web ページ(損害賠償等, 境界確定等請求事件)	84
最新判例 12	最一判平 26・1・30 判時 2213 号 123 頁(損害賠償請求事件・福岡魚市場株主代表訴訟上告審判決) 一部破棄差戻, 一部棄却	86

判例索引

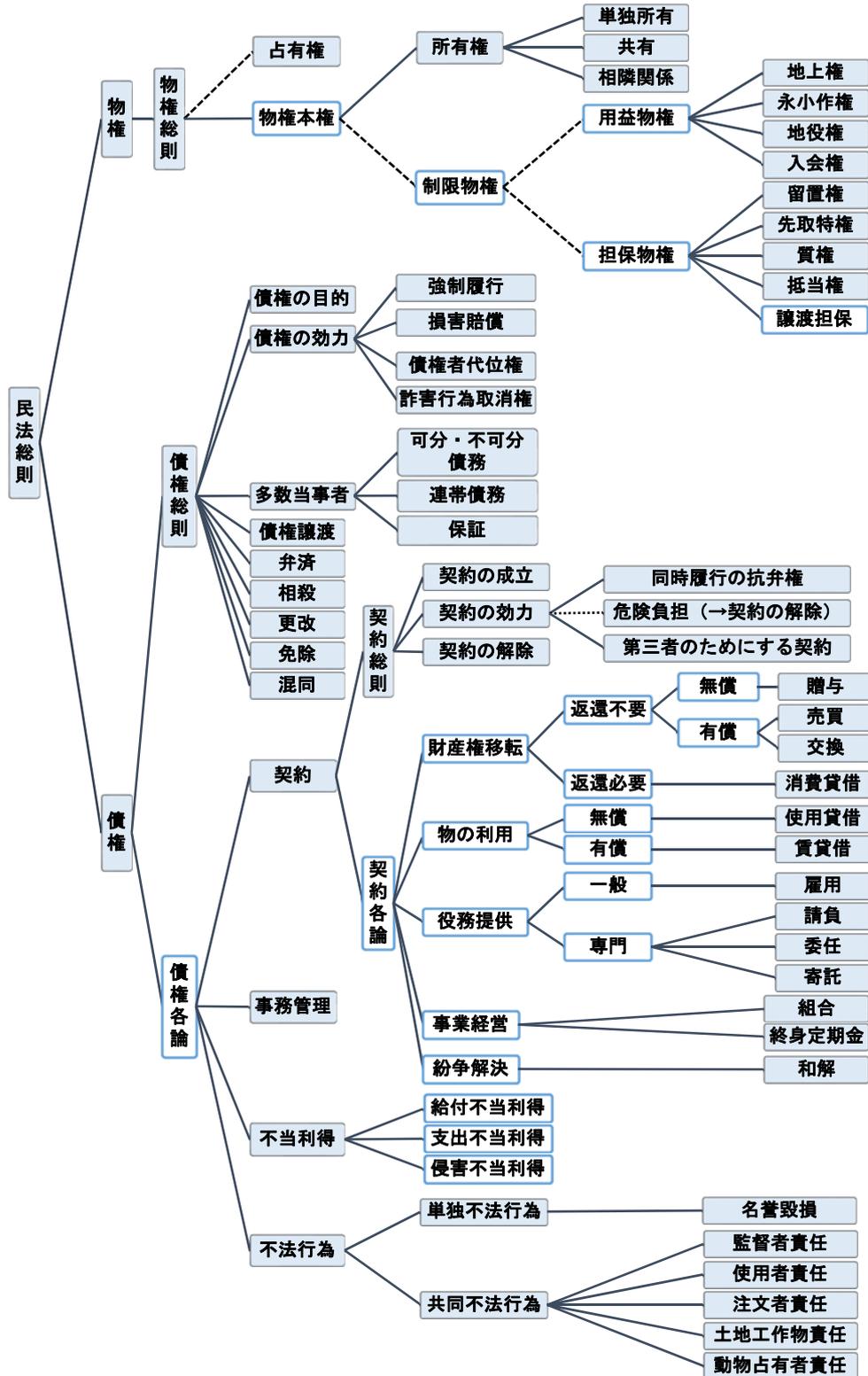
最新判例 13 最二判平 28・3・4 裁判所 Web ページ (保険金請求本訴, 不当利得返還請求反訴事件) 棄却	95
最新判例 14 最二判平 28・2・26 裁判所 Web ページ (価額償還請求上告, 同附帯上告事件) 棄却	96
最新判例 15 最二判平 26・3・24 判時 2297 号 107 頁 (解雇無効確認等請求事件・東芝 (うつ病) 事件) 一部破棄差戻, 一部棄却	98
最新判例 16 最三判平 28・1・12 裁判所 Web ページ (保証債務請求事件) 破棄差戻	110
最新判例 17 最二判平 27・6・1 裁判所 Web ページ (不当利得返還請求事件) 破棄差戻	111
最新判例 18 最一判平 27・12・14 裁判所 Web ページ (不当利得返還請求本訴, 貸金請求反訴事件)	119
最新判例 19 最二判平 25・3・22 判時 2184 号 33 頁 (損害賠償等請求事件) 破棄自判	126
最新判例 20 最三判平 25・4・16 民集 67 卷 4 号 1049 頁 (損害賠償請求事件) 破棄差戻	130
最新判例 21 最三判平 27・9・15 判時 2281 号 98 頁 (不当利得返還請求事件) 一部破棄自判, 一部棄却	134
最新判例 22 最一判平 25・4・11 判時 2195 号 16 頁 (不当利得返還請求事件) 破棄差戻	136
最新判例 23 最三判平 26・10・28 民集 68 卷 8 号 1325 頁 (不当利得返還等請求事件) 破棄	138
最新判例 24 最大判平 27・3・4 裁判所 Web ページ (損害賠償請求事件) 棄却	141
最新判例 25 最三判平 28・3・15 裁判所 Web ページ (損害賠償請求事件) 破棄自判	142
最新判例 26 最一判平 28・1・21 裁判所 Web ページ (損害賠償請求事件) 破棄自判	142
最新判例 27 最一判平 27・4・9 裁判所 Web ページ (損害賠償請求事件) 破棄自判	144
最新判例 28 最三判平 28・3・1 裁判所 Web ページ (損害賠償請求事件)	144
最新判例 29 最二判平 25・7・12 判時 2200 号 63 頁 (損害賠償請求, 民訴法 260 条 2 項の申立事件) 破棄差戻	146
最新判例 30 最一決平 25・3・28 民集 67 卷 3 号 864 頁 (間接強制に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件) 棄却 [判例百選Ⅲ第 20 事件]	154
最新判例 31 最一決平 26・4・14 民集 68 卷 4 号 279 頁 (市町村長処分不服申立て	

最新判例索引（平成 25 年度以降の判例）

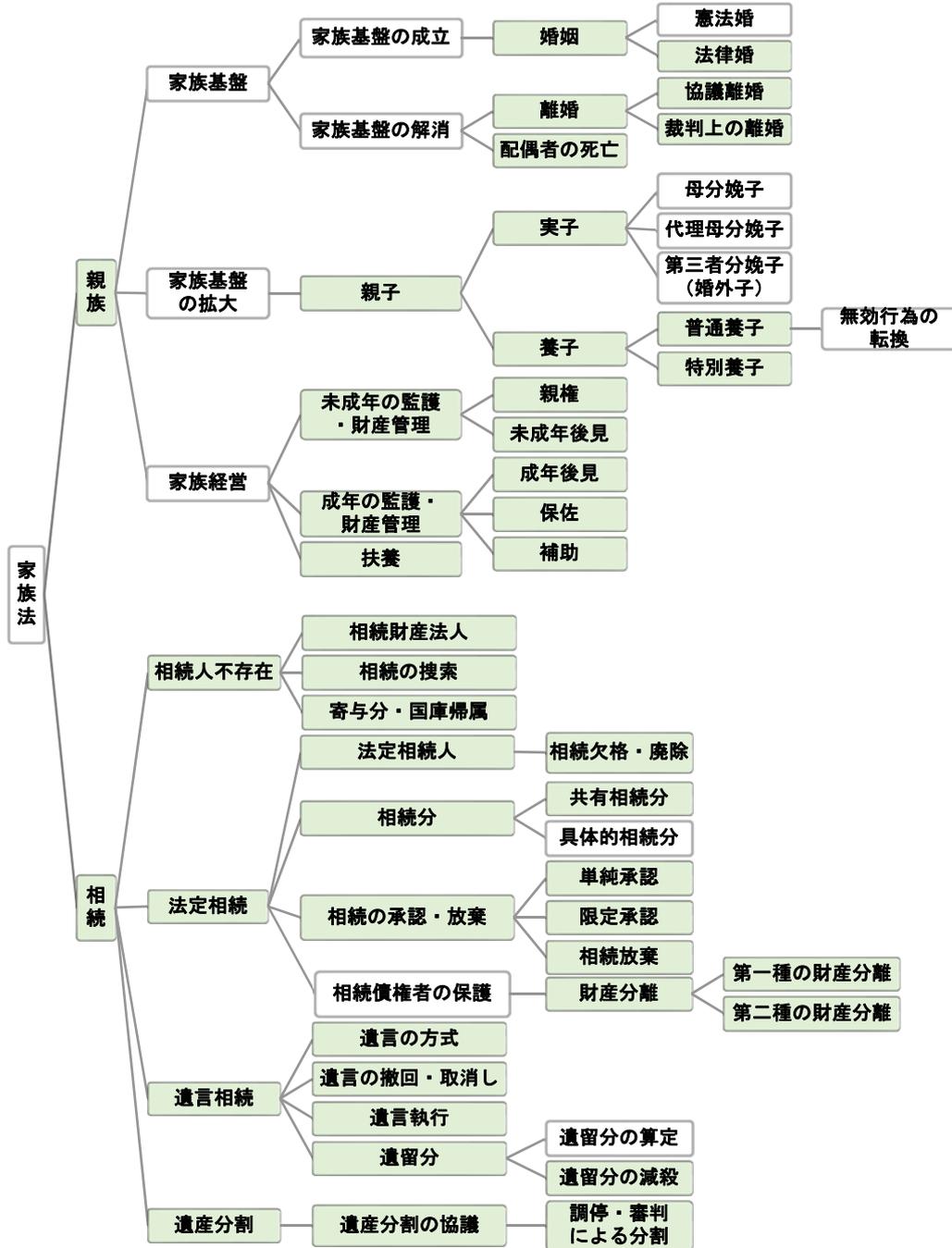
の審判に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件）破棄自判	161
最新判例 32 最二判平 25・11・29 民集 67 卷 8 号 1736 頁（共有物分割等請求事件）一部棄却，一部却下	165
最新判例 33 最大決平 28・12・19 裁判所 Web ページ（遺産分割審判に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件）	166

資料の内， 1（裁判所による民法全条文・適用頻度一覧表）， および， 2（民法条文・適用頻度ベスト100の全用語一覧表）は， 省略

3. 財産法の体系図



4. 家族法の体系図



ISBN978-4-7972-7048-8
C3332 ¥2600E



9784797270488

7048-01011
加賀山 茂
民法条文100選



1923332026007



Shinzansha

◆民法の学習到達目標を短期間で効率的に達成する◆

裁判所による適用頻度という客観的な基準に基づいて、民法の中で最初に学習し、暗記すべきは、「民法条文・適用頻度ベスト10」であることを明らかにする。それが学習できたかどうかは、学習到達度チェック問題1~5や議論課題1~5に挑戦してみればよい。それらの問題を通じて、学習の最初のレベルに到達できる。その後、「民法条文・適用頻度ベスト100」を「ベスト20」、「ベスト30」に重点を置き、総合練習問題で学習することによって、自然に次のレベルに到達することができる。

ISBN 978-4-7972-7048-8 C3332 ¥2600E 定価:本体2,600円(税別)